

平成16年厚岸町議会第4回定例会

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成16年12月21日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年12月21日 午前10時01分
	閉 会	平成16年12月21日 午後 5時36分

1. 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○			
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
助役	大沼 隆		
収入役	黒田 庄司	監査委員	今村 實
総務課長	田辺 正保	監査事務局長	阿野 幸男
行財政課長	斉藤 健一	教育長	富澤 泰
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	教委管理課長	柿崎 修一
		教委指導室長	大場 和典
税務課長	大野 榮司	教委生涯 学習課長	松浦 正之
町民課長	久保 一将		
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
環境政策課長	佐藤 悟		
農政課長	西野 清	農委事務局長	藤田 稔
水産課長	大崎 広也	教委管理 課長補佐	米内山 法敏
商工観光課長	高根 行晴		
建設課長	北村 誠	農政課長補佐	竜川 正憲
水道課長	松澤 武夫	保健福祉 課長補佐	松見 弘文
病院事務長	古川 福一		
特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔	情報館館長	小杉 元一

厚 岸 町 議 会 第 4 回 定 例 会 議 事 日 程

( 1 6 . 1 2 . 2 1 )

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計補正予算審査特別委員会)

委員長

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 10時01分

委員長

昨日に引き続きまして審査を進めてまいります。

72ページ、除雪対策費で終わったと思ったんですけども、時間が来ておりましたので、委員長の方でいろいろと配慮いただきまして、3日除雪対策費を質問したいということでもありますので、特に許したいと思います。

13番、菊池委員。

13番

おはようございます。

きのうは、制限時間が6時まででしたので、6時をちょっと回っておりましたので手を挙げませんでした。委員長の配慮によりまして、3日除雪対策費。

非常に除雪の方法が悪いということなんですけれども、町道と道道があるわけですが、道道の別海厚岸線ですね。これは土現の管轄だと思うんですけども、ただいま道路拡幅中でございますけれども、せっかく歩道ができていのに車道ばかりかいて、歩道にどっさり上がっているものですから、民間でも努力はしているんですけども、重たい雪に雨が重なって動かせない状態になっているところで、通行中の小学生あるいはお年寄りが車道を歩かなければならない状態になっていると。道路維持係に前に電話をしたことがあるんですが、これは昨年のお話ですけども、言われてようやく動くような状態であると。実際に歩いてみると本当にもう車優先の道路になってしまって、歩行者優先の道路ではないと。事故が起きてからでは、まず役所側が訴えられてもどうにもならないような状態の道路のかき方になっていきますので、その辺、ひとつ歩行者優先の道路とならないか、土現の方へ要請してほしいと思います。

それから、町道の方、住の江丘陵公園通り、こっちの方は車道も歩道も除雪はするんですけども、歩道の上に標識があるものですから、標識のあるところをそのまま残していくわけですね。だから、せっかく歩道を歩いていても、車道に入らねばならないぐらいになっている。点検すれば、それが結構歩道のところに標識があるんですよ。立てるところがなければならぬに、歩道の除雪が終わったならば、そのかけないところの部分にも人を出してやってもらいたいという要望があるわけです。このような見解と要請の関係について理事者側の回答を求めます。

委員長  
建設課長

建設課長。

お答え申し上げます。

道道も町道もそうなんですけれども、基本的には早朝4時からの出動という形、仕事始めが4時という体制の中で、基本的には幹線道路、そして学校に近い歩道関係については、手でやったり機械でやったりという形の中で体制を組むような形になっています。

したがいまして、歩道といっても手掘りの場合だったら、どうしても幅が狭いかという形になってきていますし、そういう箇所については後で機械を入れた歩道除雪というの也有ります。したがいまして、先ほど言われた標識か何かがある場所については、また後になるという形であれば、少し手掘りになるのかなど。いずれにしても、よっぽどのしけでない限りは、できる限り登校時間等に配慮しながら歩道を除雪するという形の中で体制を整えておりますが、雪のぐあいによっては、どうしても後にならざるを得ないという状況も生まれますので、その辺はご理解いただきたいと思ひますし、北海道に対しても当然、厚岸町内の路線でござひますから、そういう事情があることについては、私どもの方から釧路土木現業所厚岸出張所の方に申し入れして、歩道に対しても除排雪をお願いするようにしていきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長  
13番

13番、菊池委員。

北海道の方へ要請するということとござひますけれども、実際に奔渡の道路の歩道は狭いんですよね。ですから、除雪するのもあちこち大変でしょうけれども、幹線道路であり、生活道路でありますから、その辺の件を十分ひとつ北海道の方に道路維持の関係で要請をお願いいたします。

以上です。

委員長  
建設課長

建設課長。

質問者のおおりに、基本的にはやはり生活道路、あわせまして子供たちの通り、交通事故等のおそれもあることから、やはりその辺については配慮していただくように申し入れしていきたいと思ひます。

委員長  
16番

16番、竹田委員。

除雪についてなんですけれども、町民としては冬になれば必ず雪が降るというのは当然わかっていることだし、僕も地域の除雪、町議になってから初めて、例えば

標茶町とか、中標津町とか、釧路町とか、あちこちへ行って除雪の状態というのを見てみました。旭川とかにも真冬に仕事で行くことがあって、そちらの方も見てるんですけども、その土地柄、地域柄によって除雪のやり方というのが随分違うんですね。

旭川なんていうのは除雪にお金をかけないということで、どさ雪が降っても、旭川で急激に除雪に何億円使ったとかという報道というのは、あそこの市は出ないんですよ。というのは、踏み固め式なんですよ。降ったらどンドン踏んでいって、解けたら少しずつ削っていくという方式をとっているんですね。

札幌の場合は除雪費に対しては全く年間委託という形で1年間、かかってもかからなくてもこの業者には、例えば年間平均、過去の10年間のデータをとって、5,000万なら5,000万、それ以上かかっても出しませんよ。ところが異常気象というのが何十年に1回かあります。その異常気象については、気象台が発表した異常気象に対して何%という形で追加料金を払うという、協議の上で取り決めをしているらしいですね。

道東の方もここ3年くらい前から急激に、異常気象と言ってもいいのか、非常に雪が多いですよ。この雪が多い部分、過去のデータとの比較で、どのくらい差があるのかということ調べられると思うんですよ。

厚岸町もこれから除雪費に非常にお金がかかってくる部分、それから追加も非常に多くなってくる部分で、民間との協議の仕方、金額の部分について、年間委託みたいなことをできるような体制というのはとれないのかということと、それから、町道に認定しますよね。町道に認定した場合に、その年の認定道路に対して町道に除雪車が入るのか、翌年から入るのか、その辺の区別というのはどこにあるのか、それもあわせて教えてほしい。

それから、除雪は、例えば湾月に60センチ降って梅香町に10センチしか降らないということはない、当然、平均に降るわけですよ。当然、雪の量が多い場合に地域のボランティアの形で自治会中心にお願いして、各自治会に会館をそれぞれ皆さん持っています。せめて自分の家の除雪をした後でも協力してもらいながら、会館は会館の自治会を中心にして、会館の周りだけでも除雪を協力してもらいながらできる体制を、町財政も大変厳しいということもあるので、協力してもらえような除雪の対策づくりというのを考えてもらえないのだろうか。

それとあわせて、自治会を中心にして、除雪をしたときに道路の丁字路になる交差点部分に除雪車が走ってきて、道路が通行どめになってしまうような状態が生じたときに、それぞれ各自治会長さんをお願いして皆さんで、例えばお年寄りがいるところとか、せめてそういう救急車が最低線入ってくるような場所とか、そういう部分についてはお互いに協力し合って除雪をしていけないものか。これからそういった住民とのやりとりの中の協力体制というのが非常に大事になってくるのではないかなど。それが財源不足を少しでも解消する部分にもつながっていくということから、その3つの観点から質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長  
建設課長

建設課長。

前段の質問の関係で業者さんに対する委託方法、いろいろな例がございます。同じ厚岸の中でも北海道の発注方法とうちの発注方法ではちょっと違いますという形になってきています。当然うちの方とすれば業者さんに対しては、業者さんの請負でやる部分とそれから直営でやる部分の2つの方法で今うちは除雪体制を組んでいます。請負関係については、道の歩掛かり単価を利用した上での積算価格、それに見積もり合わせの中で安い値段のところ単価設定して契約を結んで実施しているという形になりますし、北海道においてはある程度は道路の維持作業に合わせて委託している業者さんの方に行っているという部分がございます。それは先ほど質問者が言われたとおり、おおむねの年間の管理維持費の中で行ってしまうと。オーバーしてくると、最悪の場合は除雪やなんか回数が減ってきたりなどするという要素もあるやに聞いてございます。

いずれにいたしましても、私どもとしては、単価見積もりの中で例年より少し、昨年は油や何かが上がっていたんですけども、ほかの方法で若干下げた中で、大体例年と同じぐらいの額で請負契約を結んでいる。これらの改善方法というのは、各地区によってはそれぞれ除雪対策のための協業組合を設けてやっている箇所とかも、釧路や何かでも6ブロックに分けてやったりとか、いろいろな方法が出てきています。これらについても十分それらを検証した上で、厚岸町に合う形の中で取り進めていきたい。今の段階では、従来の方法で直営と請負の2つ合わせた中での仕事を進めていきたいと、そのように考えております。

それから、町道の認定と認定外の路線という形での除雪ですけども、町道認定されていれば、当然、幹線道路、準幹線、その他という形の中でやっていく形にな

りますし、町道でない道路でも、漁港道路であるとか、それから生活道路的なものについては、当然その路線の中に入れてやっているという形でご理解をいただきたいと思えますし、場所によっては、ある程度の集落があって生活道路になっている部分では、町道でなくても一応除雪は行っているという形になってございますので、ご理解をいただきたいと思えます。いつからというのではなく、当然生活道路として位置づけされている……、質問者が言われているのはどこの箇所か、多分、今町に対して道路用地としての危惧した形のところの話だとすれば、当然町としては認定前ではあるけれども、生活道路という位置づけの中で除雪しなければならないという考え方に立つと思えます。

それから、次が、地域等との連携という形の中で、本年度についてもまちづくり懇談会、地域懇談会の中でも、やはり協働のまちづくりという形の中では、確かに除雪という作業は基本的には町民のご協力を得ながらやっていく形の中で、一番協働の事業としては取り組みやすい案件ではあるけれども、それぞれ、まだそういう体制づくりに入ってっていない。話とすれば、協働のまちづくりの実行例としてはありやすいかもしれないけれども、なかなか冬の作業、また健康の問題とかいろいろ問題も含めて、地域にとってその取り組み体制をつくるというのは、地域懇談会の中でも話がありましたけれども、やはり今後具体的な形の中で受けていく方向性は必要かなという認識に立ちます。

いずれにいたしましても、きのうも除雪会議をさせていただいて、地域の方々の協力なくして、例えば車の放置をなくするとか、いろいろな形の中で協力いただくことが必要だと、それがスムーズな除雪体制をつくることになる。結局、何回も手戻りすると時間もロスする形になるとか、いろいろありますから、その辺からまず整理していこうかなという形で考えています。

今後、地域によって、こういう形の協働のまちづくりの中でテーマとして、地域の集会所周辺とかをやるという形であれば、当然今うちの方とすれば、まず幹線道路とか、道路を全部やった後に次に集会所という形、ただ、きのうも答弁させていただいたけれども、そこが防災拠点的な形の避難場所になっているとすれば、その辺の順序ということも検討させていただきたいと言ったように、今後、そういうようなあり方については協議しながら取り進めていかなければいけないのかなと、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長

16番、竹田委員。

16番

委託の件については、いろいろなケース・バイ・ケースがあるので、委託したからといって財源不足を解消できるかといったらそうでもないらしいです。札幌の例を挙げると、必ず雪の降る量が一定線である地域と一定線でない地域と、ここ二、三年雪が非常に多いので、除雪に大変困っているという部分から、いろいろな除雪の苦情も多くなってきているのが現状だと思います。その辺については、いい方向性になるように検討していただきたいと思います。

それから、町道認定になっているんですけども、生活道路で町認定になっていない道路にも確かに除雪が入っています。要望がなければ当然除雪は入らないものだというふうに私は認識をしています。というのは、あちこち見ても、当然私道なんですけれども、2軒か1軒あれば入っていかない部分もあるし、五、六軒あれば入っていく場合もあるし、では何軒あれば生活道路になっている形をとるんだろうと。

自分のことを言うのもおかしいんですけども、私のところの前の道路も当然生活道路で、何軒か建っています。そういった状況を見ながら、ほかのところも見ただんですけども、似たようなケースがたくさんある部分もあります。結構、田舎に多い部分があるんですよ。これもわがままなんだろうけれども、何メートルの長さで、何軒ぐらゐの家があつて、それが生活道路と認められるのであれば除雪が入るのか、その辺の区別の仕方がどういうふうになっているのか、ちょっとわからないんですよ。それをちょっと教えてもらいたいと思います。

それから、除雪という部分については、やはり住民のボランティア精神の中で協力してもらわないと絶対だめだと思います。というのは、人間関係というのは、役場の職員と住民の1対1の場合に、人間関係ができていないから好きなことを言うと思うんです。これは人間だとすれば当たり前だと思います。自治会の中の代表者と自治会に住んでいる方となると言いたいこともなかなか言えない。お願い事も逆に言いやすい。そういった部分で地域の中で密着した生活者と、それから役場職員と自治会の中で密着していない人間関係と、その辺の人間関係があると思うんですね。

だから、地域の方々というのは、どこの家に年寄りが何人いて、どういう家族構成になっていて、あそこには若い者がいるけれども、いつも働かないでぶらぶらしているから、除雪だといつてもなかなか手伝ってもらえないとか、あそこにはおば

あちゃんがいるけれども、60なんだけれども、足が悪くて転げるから除雪もできないとか、いろいろな地域のことをよく知っているのは自治会だと思えますよ。それを役所の人間に一々調べろといってもなかなかできない。そういった中で、地域懇談会がやられているということであれば、地域の自治会を通しながら、そういうこともあわせて早目をお願いした方が僕はいいのではないかなというふうに思えますよね。それが役所とまた地域との中の除雪ばかりの問題でなくて、その発信から、いろいろプラスになる部分が話として出てくると思えますよ。除雪ばかりではなくてね。それを除雪という形で例をとってお話ししただけなんですけれども、それをぜひやってもらいたいと思います。そうすると除雪のほかに細かい話も耳に聞こえてくる、そうすると住民の要望というのが、どんどんわかってくる形になってくるのではないかなというふうに思います。

それと、自治会を通して何々をしたらどうなのかという、いつかはちょっと忘れたんですけれども、アンケート調査をするということで、自治会を通してアンケート調査をまとめて、拾い集めたらどうかというアイデアを僕が提案していました、役所とのやりとりの中で。回収率を高めないとアンケートをやっている意味がないと、送付して戻ってくるのは本当に10分の1らしいです。その中で、地域の中のアンケートを回収するのであれば、自治会の人をお願いする、そういった形の手法をとれないのかということと言ったことがあるんですけれども、例がないからできないと、役所的な発想で断られてしまったんですね。

ところが、花火大会になったら、自治会を通して、自治会を挙げて、言い方は悪いですが、花火のお金を徴収したと。このやり方は、僕が花火大会の話をする前に提案して言ったのにできないと言ったのに、今度お金集めになると自治会をちゃんと利用してやった。僕はすごくそのときに腹が立ったんですけれども、お金を集めるときに自治会を利用しておいて、アンケートを集めるときに自治会を利用できないというのは、まさしくおかしな話で、これは建設課長に全く関係ないので、この部分についてはお答えしてもらわなくても全然結構です。

ただ、そういった自治会を利用するということがいろいろ考えられるということが、この花火大会の集金の方法にとってもあるんだと。役所の方でも何をあげて、町民の皆さんに一番手っ取り早く浸透して、手っ取り早く理解をしてもらって、手っ取り早く集金方法があるのかといったら、自治会中心だということがわかってい

たはずなんです、裏を返せば。それをアンケート調査になつたらできない、例がない、金集めだったら例がないのに金集めをした。それに対しておかしいのではないかなと思うんです。そういうことが今後ないように、集金をする方法、花火大会がきちっと集金がされた。住民の中でも1人も余り文句を言う人というか、花火大会に対しておかしいのではないかという声も多少ありましたけれども、非常に流れの速いスピード感で自治会の一人一人まで浸透して、そして集金もスムーズにできた。花火大会実行委員会も大成功に終わった。これはまさしく役所と町民、自治会を通してのやり方が成功したからだと思うんですね。

そういったことで、この除雪問題に対しても自治会を挙げて地域との密接なコミュニケーションをとるという方法でぜひやってもらいたいと思います。それに対してどうでしょうか。

委員長  
建設課長

建設課長。

1点目の委託の方法については、質問者の言われるとおり、私どもを含めて、今がベターという形ではなく、今後経費の節減も含めながらいい方法を模索して検討していきたいというふうに考えます。

2点目の町道関係、私道の関係もですけれども、基本的には町道の認定基準という形がございます。例えば、行きどまりの道路でないとか、5戸以上住宅があるとか、そういう基準も原則的にありますけれども、今回の除雪や何かという体制の中では、そこに地域の方々が生活されていて、当然必要だという形の中で、今まで現状の中で管理していく中で必要だという形の中で除雪路線を設定させていただいておりますし、自治会との協議の中で、ここもぜひ入ってほしいんだけどという形であれば、そういう形も相談に入れながら、年々そういう場所も含めて入れながらやっていっています。

ただ、たまたま私道の中でも、例えば財産管理者、アパートなんか建てて、これはもうアパート経営者が当然やらなければいけない問題とか、そういう箇所は外したり、皆さんいろいろな方々が生活していて、当然やらなければいけないところについては除雪路線に入れていっていると。個人が、会社が、やらなければいけないことは会社にお願ひするという形になるし、そういう形の路線という形になりますので、町道認定しているところだけという形ではなく、私道についても生活道として私ども把握している部分については除雪路線に入れてやっているという形が

実態でございますので、基準そのものという形、町道の認定基準という、町道認定基準という形がございます。そういう形で認定はされているという形でご理解をいただきたいと思います。

次に、ボランティアを含めて自治会の協力、今までも地域住民の協力をお願いするために自治会を通じて文書でお願いしながらやってきている。その中で大きな課題がありますかという形になってくると、当然、ここもやってほしい、こういう体制はこういうふうに見直してほしいという要望が多くて、その中からも「いや、自分たちはこうやるから」という声はまだ出てこない状況、それを多分これから仕掛けとして、私どもとしても、やはり町も財政的な厳しさもあるし、地域の方々も協働のまちづくりに参画して、せめてこの辺までやりますよという形の声が必然的に出てくるようになってくれば当然やれると思うし、ただそれも場所によると思うんですね。地方の方と市街地では、同じ体制を組むにしても大変な問題が出てくるのではないのかなという形で認識しています。

それと、基本的には質問者の言われるとおり、生活弱者とかそういう形の方々は、役場の方にも何とかありませんかと来ることがあります。そうすると、今保健福祉課の方では、そういう生活弱者に対しては福祉除雪という形の中で、高齢者事業団の方々が除雪をやっていたり、そういう情報をもらいながら、連携をとりながら進めているという形もございます。

それから、山の方に行きますと私道、私のところに入るだけの道路なんだけど、もう農家をやめてしまってどうしようもないんだという形のところに対しても、やはり私どもの方では緊急時で出なければならぬわけですから、そのときにあわせてやったりしているという形でございますので、いろいろ地域の声を聞きながら除雪体制を組んでおりますので、今言われた除雪に対して自治会との協力をという形は今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っています。

委員長

町民課長。

町民課長

建設課長の方から、あらあら答弁をさせていただいているんですが、自治会連合会の事務局を預かる立場としてお答えをさせていただきたいと思いますが、委員おっしゃる地域コミュニティーのあり方については全くそのとおりであるというふうに個人的にも思いますし、今町が進めております協働のまちづくりの話、それから、

災害弱者の延長線の話として、地震ばかりではなくて、豪雪のあったときに地域はどうあるべきかということについては、延長線上での課題として僕はあるべきだというふうに思っておりますし、そういう意味では、これからのコミュニティー活動のあり方、地域に根差した、1人の不幸も見逃さないというスローガンのもとに何をしていくべきかということについては、今言われている課題も含めて、これからの地域の活動のあり方だというふうに思っております。

建設課長も申しておりましたように、課題としていろいろ提供した場合に、受け取る地域の体制というのは全くばらばらであります。山間部の方は地域活動ばかりではなくて、地域に学校があると子供がいなくても準会員のPTAでいるとか、そういうみんなでやらなければ何事も進まないというような長い風習がありまして、そういう意味では自治会の中で課題が議論され、どうするというときには、みんなが一緒に取り組もうという形に今もなっておりますし、これからもそうだろうというふうに思っています。

例えば、先ほど言われていました集会所周辺の除雪の問題も、トラクターを持っていますとか除雪用の機械がありますという地域については、町の方にわざわざお願いしなくても、いつの間にか駐車場用地があいている、周辺が除雪されているという体制は今の段階でもうできています。

やはり一番問題になりますのは、市街地域でありますとか、何日か前にお話がありました、うちの町には子供の声もしないみたいなお話もされていましたが、いわゆる高齢者の密集している地域については、なかなかこういった課題もすんなり受けとめて実践するという体制にはならないんだというふうに頭の中で整理しなければいけないと思っています。そういう意味で、地域、地域のコミュニティー活動の受け皿としての力というものも実際にありますので、提言はしっかり受けとめさせていただきながら、地域の中で新しいコミュニティー活動のあり方としてどうすべきかということについては、さらに課題を整理しながら検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

委員長

16番、竹田委員。

16番

町民の中にそういった福祉にお世話にならないといけない人たちがいる、その中に保健福祉の人たちが行ってやる場合もあるという話なんですけれども、それもお金がかかる話だと思うんですね。本当に情けない話なんですけれども、給料の削減

ということで10%カットの話も出てきましたし、そういった面からも地域に協力を  
していただいて、あくまでも地域に密着した推進の中で役場がいろいろな形で町民  
と連携をとりながらやっていくことが、最終的には町財政の削減につながっていく、  
そういうふうに思います。この除雪ばかりではないと思います。そういった中で、  
建設課として住民と連携をとって、これだけうまくいっていますという形を早々に  
やってもらいたい。その実現をいろいろな課に示していけるような方法をぜひ除雪  
の形からとってもらいたいなというふうに思うんですね。

今年も非常に時間がない中で、来年度、ぜひそういうボランティア精神を持った  
自治会の方々といろいろなセッションしながら、そういうもつともつと踏み込んだ  
話の中で協力してもらえようなきちとした体制づくりを書面をもって、図式図  
にして示せるような形にもっていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

委員 長

建設課長。

建設課長

自治会との協働という形の中で取り進め、基本的には12月の広報に今年度の除雪  
体制の協力をお願いしています。1月号ですか、すみません、間違えました。そこ  
に基本的に、例えば車の放置だとか、除雪した後にまたたまるかというきのうの  
議論がありましたけれども、そういう形では地域の方々の協力、基本的にはまずそ  
れが第一、除雪作業をスムーズにするためには、短い時間で済む形にもなりますし、  
その体制づくりが一番大事なことです。基本はまずそこにある。それ以降について  
は今後の課題という形の中で、具体的にいろいろ今言われた自治会との協働的なこ  
とで、どういう部分ができるのかなということについては検討させていただきたい  
というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員 長

16番、竹田委員。

16 番

書面でいつも毎年、お願いします、お願いします、お願いしますということで町  
報に載っているのは知っています。ただ、それだけでは進歩しないからということ。  
ただ、むだではないと思いますよ。でも、ほとんどむだに近いのではないかという  
ふうに思うんです。お願いした、お願いしたよって。でも、書面でみんな動くよう  
になったら、悪い世の中にはならないはずなんですよ。1対1の会話の中からすべ  
てが始まるのではないですか。そういった課長方々が町民との話の中でいろいろな  
セッションをしながら生み出していかないと事は進んでいかない時代に入っている

のではないか。

だから、今後そういう形で町民ともっと、書面をもってただ頼むということではなくて、会話の進められるそういった町と住民との形をとっていきような手法に持って行ってもらいたいということを言っているの、それは1月号でも何月号でもいいですよ。お願いします、お願いしますでは変わらないから、だから、そういった形をとって行って、住民の納得をするような形をとってもらえないか、そういうことを言っているんです。お願いします。

委員長

建設課長。

建設課長

お答えします。

きのうも除雪会議の中では、決して文書を出しただけではなく、口頭で各自治会長さんたちにもお願いしています。そういう形です。そういう中では町民の方々の意識も含めて、やはりきちっと積み重ねていかなければならないのかなという感じはあります。当然、雪が降るたびに苦情が結構多くございます、大変だ、大変だという形で。その中で、ぜひ、こういう状態なんでご協力してくださいと口頭でやっています。

ただ、踏み込んで、今後含めて、どういう形で、どういう体制だったらどういう協力ができるのかを含めてまだ見えない部分がございますから、その辺については今後それぞれの課題というか、自治会の方とも相談しながら、どういう体制づくりができるかということを検討させていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたい。基本的には文書で出したからそれでいいという形ではなく、たえずそういう会議の中でもお願いしながら、ぜひ住民の協力をお願いしたいという形でやってきている。その積み重ねの中で少しずつ改善されていくという形で思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

15番、佐齋議員。

15番

ここで2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

まず、民間委託するのと、それから町がやる場合、それは時間的に区切るのか、場所によって区切っているのか。それからもう1点は、民間委託する場合、それは1回でもって幾ら払うのか、それとも時間でもって払うのか、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には除雪のあり方というのは、雪の状況を見た上で、早朝除雪そのものは業者の請負、委託工事という形になります。4時からもう既に出ていくという形で、それから時間で計算されて、9時の段階で町の直営重機を業者さんに貸している分も戻ってきた上で、今度は業者さんと直営とあわせながら進めていくと。わずかな雪の量であれば直営だけで済ませるといった形の体制組みをしています。

それから、除雪の費用関係ですけれども、基本的には命令した時間から終了の時間を確認した上で、時間当たり単価で計算されるということでございます。

委員長

15番、佐齋議員。

15番

実は民間の、専門用語はわからないけれども、グレーダーというんですか、あれの場合、例えば走る時速ありますね。大体20キロから30キロくらいだと。ところが町のあれが走ると60キロくらいで走るんだと。それから地方に行く場合、例えばトラピスへ行く場合には、民間の車で20キロでたっただただ走るより、町のあれでもってたあつと行くとさあつと早く回ってこられるんだと。そういう声もちょっと聞いたものですから、ですから、別に民間は時間稼ぎしているわけではないだろうけれども、そこで結局、20キロで走るのと60キロで走るのでは違うんだよなど。町の手でさあつと走れば速いだろうと。それと民間は、我々も何か偉ぶって言いますけれども、民間委託するのと、逆に職員の残業を払ってもそっちの方が安いのか、その辺がどうなのかなということなんですね。

ただ、すべてが民間委託して、その方がいいということもないと思うんですよ。今、言ったように時間当たりであれば、時間稼ぎという言葉は悪いんですけども、そういうこともあるのではないかということがあるので。それと、町の大きな車で行けば、60キロで行くと早い時間で回ってこられると。それで除雪も早いんだと。スピーディーに終わるんだという話を聞いたものですから、それでちょっとお聞きしたかったんですね。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には除雪の作業時間からという形で、遠い現場に行くまでの時間は計算されていません。あくまでも作業時間からという形ですから、基本的には遅い、速いという形は原則的にない。ただ、基本的には今まで経験で雪の多い場所はわかっています。そういう意味では、軽いようだと思えば飛ばした方がいいという形でダンプ式のやつの方が速いと、タイヤショベルでは遅いとかという形になります。したがいま

して、遠い箇所の太田、片無去方面とトライベツ方面については町の重機を貸し出して、少しでも早い時間に終わるような体制を組んでいるという形になります。

しかし、雪の量においては、山の方に行くとは掘り割りの状況になりますから、そうするととてもダンプでは押せない。そうすると結局タイヤになる。それも業者さんの方では雪の時期になると3カ所のターミナルにそれぞれ重機を置いて体制を組んでいるという形でございますので、あくまでも除雪作業時間で計算されるということでご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですね。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

3項河川費、1目河川総務費、4項都市計画費、3目下水道費、5項公園費、1目公園管理費。

7番、中屋委員。

7番

ここで1点、質問させていただきます。

9月の定例会でもって私が維持管理費をどうするのかという質問をさせていただきましたが、そのときの答弁では、これから検討すると、話し合いするんだという答弁をいただきましたが、その後どのように変わったか、どのような体制になったのかお聞かせ願いたいと思います。すみません、これは松葉町の憩いの広場についてです。よろしくをお願いします。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり  
推進課長

お答え申し上げます。

まず、松葉町、憩いの広場という名前をつけておりますが、これを公園として位置づけるかどうかというのは別問題といたしまして、今、造成工事中であります。維持管理の問題につきましては今まだ話し合いを進めておりますが、基本的には単独で設置条例によって管理をするという方向に話し合いが向いております。それはなぜかといいますと、松葉町の中心部における広場、ここが中心市街地の活性化、あるいは憩いの広場という性格を持っておりまして、特に中心部にあるということで、この施設が例えば物販とかそういったものに使われる可能性もあるということで、しかも町外からの利用ということも考えられるということで、現行の厚岸町公

園条例においてはなかなか対応しづらい問題もあるだろう。特に利用料、占用料の問題ですね、こういった問題で対応できない部分が出てくるだろうということで、単独に設置条例を設けて、その中で少しほかの施設とは違う独自の考え方を織り込む必要があるだろうというふうにならなっておりまして、その条例案の検討と申しますか、そういったものを今行っているところでございます。

管理の手法につきましては、地域の受け皿となる団体に委託をして管理をしていただくという方向で考えております。

委員長

7番、中屋委員。

7番

確かにうちの前ですから、工事の進み方とか、着々と進んでいるというのははっきりわかるんですが、10月に、まちづくり推進協議会か商店会の人かわからないんですけども、その会に入っているか入っていないかわからないんですけども、管理も維持費も町の方でやるんだと、そういうふうに決定しましたからということを行っている人がいるんですね。「おい、中屋君よ、そういうふうにはっきり決まったのか。だけど我々の方には全然そういうこと伝わってこないんだよな」、「いや、それどうなのか、私も質問は一応してみたんですけど、決まっていらないんですね」。一部の人というか、推進協議会の人たちには、そういう話し合いをしてそういうふうになるということを報告しているんですか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり  
推進課長

維持管理経費の問題についてでありますけれども、この問題につきましては、現在、湖南地区まちづくり推進協議会の方々と協議を行っております。これはまちづくり推進協議会という組織では、地元の商店街を含めましてかなり多くの方々が加入をしておられるということで、以前からこの広場の管理運営の受け皿になろうという自主的な意思も持っておりましたので、そこ今協議をしているところであります。

維持管理経費につきましては、その他の町内にある公園関係、これらとの整合性をとる必要があるだろうというふうにならなっておりまして、一般的に公園というのは不特定多数の人が利用するというので、その公園にかかる例えば電気代とか、あるいは水道代とかというのを、その委託を受ける、つまり受託していただける団体が負担するという方向は、他の施設との整合性からいってかなり難しい問題があるだろうというふうに我々としては判断をしております。

したがいまして、受託団体に今求めておりますのは、受託団体としてはみずからお金を集めて施設の運営管理に当たりたいという意思を持っておりますので、その意思を尊重する形で、むしろ町ができない部分の経費、例えば今出ているのは、花の苗を買う費用とか、あるいは清掃にかかる若干の費用とか、それから新たに自分たちがその広場を有効に活用するための設備、そういったものにお金を使った方がいいのではないかというふうに我々は考えまして、今そういう提起をしているという段階でございます。来年1月にまた最終的な協議を行おうと思っておりますので、その段階までに条例等の案も含めて提示をし、あるいは委託の条件なども提示をして詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長

7番、中屋委員。

7番

今の課長の答弁でわかりましたが、それではまだ確定していないということですね。これから1月中旬にかけてはっきりしたものを提示したいということですね。わかりました。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

では、進めてまいります。

6項住宅費、2目住宅管理費。

12番、谷口委員。

12番

ここで修繕料なんですけど、これについてちょっと説明をお願いいたします。

委員長

建設課長。

建設課長

お答え申し上げます。

修繕料の分、今年度、公営住宅の退去の方々がかかなり多くて、退去と当時に壁紙であるとか畳であるとか、いろいろ修繕費用がかかなりかかる。今までかなり長い時間入っていた方の退去が相次いだものですから、そういう形の中で、修繕費がかかなり足りなくなってきたという形の中での増額補正でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長

12番、谷口委員。

12番

内容はわかったんですけども、たしか去年の12月議会だったのではないかなと私は思ったんですけども、奔渡の公営住宅の段差問題、今年度予算化してやりたということ、課長の答弁を真に受けてずっと私1年間待ってきたんですけど

も、一向にそれについてどこにも予算が出てこないんですけれども、これはどうなっているのでしょうか。

委員 長

建設課長。

建設課長

お答え申し上げます。

昨年の段階で質問を受けて、年次的に段差がかなりひどくなってきていると。地震等の影響によってかなり段差がひどくなって、上がっていくのに大変だという形の中で、当面とりあえずの形としては、冬場に向けては塩カルをまいて、何とか滑って転ばないような体制だけをという形で組ませていただいて、今回それらについて財政当局ともいろいろ打ち合わせをしておりましたけれども、先般の地震によりさらにひずみが大きくなったという形の中で、公共災害は難しいので、単独災害の方で何とかそれらの費用を使った中で、奔渡地区の階段部分については解消していきたいなと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員 長

12番、谷口委員。

1 2 番

今お話しされておりましたけれども、今まで高かったんですよ。さらに高くなっているんですよ。そうすると、予算の問題ではないのではないかと思いますよ、逆に言えば。そうして、塩カルをまいて滑らなくなるのはそれはわかりますよ。それはそれでいいと思うんですけれども、若い人がとんとんとおりるのであれば、それは塩カルをまいて十分だと思うんです。つかまるところがないんですよ。それで困って、それを直してほしいという要望が出ているんですよ。そういう手だても何もないで、先延ばしするというのは、それはどういうことなんですか。

委員 長

建設課長。

建設課長

基本的には質問者の言われるとおり、あの段差だけではすごく高い、手すりもつけなければならないという考え方も当然持っております。ただ、本来は、災害復旧で今回よくして、後年債という形で平成17年度に整備するという形の中で今物事を進めています。その中では、当然、災害復旧というのは原形復旧ですから、高さを解消して、階段を1つふやすなりした形の中で原形復旧していこうと。その中に手すりというのがちょっと課題としては、原形復旧に対しては難しいかもしれない。それらについても当然必要だという認識の中で現課では考えておりますし、それらについては、災害で対象外になったとしても、何とかそういう形の整備を進めていきたい。これについては平成17年度、後年債、今年度の災害なんですけれども、

翌年に施工するという方向の中で今検討してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

12番、谷口委員。

12番

全面的にそれを改修するのはなかなか大変だというふうに思うんですね、今のこの財政難ですから。ただ、そこに住んでいる人は実際、毎日生活するわけですよね。出入りもしなければならないということで、ここにいる人はほとんど階段を上ったりおりたりするのに苦痛を感じない人たちですから、そういう人たちの気持ちを感じるというのはなかなか大変だと思うんですけども、ただ、実際にあれだけの段差が、普通の階段の倍ぐらいあるんですよ。そうすると、そういう人たちがつかまるところもない、手すりもない、ましてそれが高いということになると、ちょっと間違っただけで踏み外したりすることによって大けがを負うということになりかねないのではないのかなというふうに思うんです。そうすれば、その間どうするのかということを考えて、ただ待つてくれでは私は能がないのではないのかなというふうに思うんですよ。やはり何かの手だてをとってもらわないと私は納得できないんですよ。どうなんでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的に、今回改修して、できればすぐという考え方だったんですけども、当然、冬期になると養生という形になります。そうすると今年度はできないという形の中で、来年度にという形で考えています。今言われたとおり、それでは待っていていいのかという形ですと、確かに私どももあそこに行って階段を上るときに、重たい体ですから一步踏み出して上がるのにはちょっと負担がかかるという形で認識しております。何とか応急的な形でも、少しでも事故にならないような形の方法を検討させてやってみたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

委員長

12番、谷口委員。

12番

体重の重い軽いでないんですよ。このごろ、町の中がどうなっているかというのを障害者の身になって体験しようということが今やられているわけでしょう。アイマスクをして、目が不自由な人がどういうふうを感じるか、あるいは足や腰が動かない人がどうなのかということで、ひざを固定してみたり、腰をそういう人たちに合わせて、そして実際にひざが曲がらない、あるいは腰が痛い、そういう人たちが

階段をおりたり上ったりするときになにかということをやはりきちんと押さえないとだめだと思うんですよ。その人たちの身になって、そういうものを管理していく立場に立って、やはりやっていかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺ではどうなんでしょうか。そうであれば、本当にやらなければならないことは、それはきちんと予算をつけてやらなければならないだろうけれども、当面はここまで、これは最低やっておきますよというふうにしなれば困るのではないのかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 私が言ったのは、健常者でもあの階段は結構きついという形で認識しているという形でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

今、質問者の言われるとおり、基本的にはそういう入居者の実情を考えたときに、どんどん高齢化しているし、そういう方々もございます。それらに対する配慮がちょっと足りないのではないのかという形で、私どもも基本的にはそういう実情はわかりますので、今回、何とか応急であってもそれなりの対策を講じる方法を考えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育振興費、4目教員住宅費。

ございませんか。

14番、田宮委員。

14番 教育委員会にお尋ねしますけれども、定期監査報告によると、現在、26%空き家になっていますね。119戸のうち31戸、ちょうど4分の1。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 教員住宅の関係でお答え申し上げます。

教員住宅、現在、本年2月の段階で121戸ございましたけれども、その後所管がえが2戸ございまして、現在119戸でございます。このうち入居者につきましては、4月の段階でありますけれども、89戸入ってございまして、空き家の部分については30戸でございます。この空き家の部分のうちかなり老朽化が目立つ部分がございます。

ます。現在、特にひどいのは、奔渡団地の部分とそれから上尾幌の部分がございます。そのほかにも数戸ございますけれども。現在、私どももこういった老朽化の部分については、補修の部分では抜本的な住宅といいますか、断熱材の問題等々からして、これについては取り壊ししかないだろうということございまして、現在、取り壊しに向けての計画を進めているわけでございますけれども、取り壊しに当たりましても、解体処分費の部分がございまして、なかなか一気にいかないという状況もございますけれども、このまま放置するということは環境的にも、あるいはいろいろな面で影響がございますので、できるだけ早急にこれらの空き家については解体していくという方向で現在取り進めているところでございます。

委員長

14番、田宮委員。

14番

これは監査委員の定期監査報告であります。ほかのものも平成16年4月1日現在というふうになっているから、教員住宅の入居状況も多分4月1日、書いてありませんので、ほかのものがそうだから、多分4月1日現在ではないかと思うんです。そういうところで1戸ぐらいの違いは当然あると思うんですが、30にしろ31にしろですね、空き家になっている部分で、入れませんという戸数は何戸なんですか、十分使用でき得る住宅というのは何戸あるんですか。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

現在、委員会として取り壊しを検討している部分については10戸でございます。

委員長

14番、田宮委員。

14番

30のうち10だったら、3分の2はまだ使えるわけでしょう。使えないのは10戸だから、3分の1だよ。そうですね。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

そのとおりでございます。

委員長

14番、田宮委員。

14番

それはどこどこにある住宅ですか。これ全部、町別に教員住宅の戸数が出ていますが、明確にしてください。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

取り壊しを検討している10戸の関係でございますけれども、梅香町の団地で2戸、それから、奔渡町団地で3戸、床潭で1戸、住の江で1戸、上尾幌で1戸、糸魚

沢の2戸ということで、10戸でございます。

委員 長

14番、田宮委員。

14番

これはどうするんですか。取り壊すんですか。あとの残りはどうするんですか、20戸は。そのことを聞いているんですよ。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

20戸の部分につきましては、先生方の入居の要望がありましたら、それらについては入居できるような形で取り進めていきたいということでございます。ただ、現実には、その年度によりまして先生方の異動の関係等々で、その辺の状況もござい  
ますけれども、20戸については、先生方の要望、希望があれば入居を進めるような  
形になろうかと思えます。できるだけ住宅の状況のよいところに入居させていき  
たいというふうに考えてございます。

委員 長

14番、田宮委員。

14番

先ほどお答えありましたが、梅香町には2戸ありますよね。どうなんですか。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

現在、梅香町の厚岸中学校のちょうど職員玄関向かいの方に1棟2戸の教員住宅  
がございまして。

委員 長

14番、田宮委員。

14番

それはどうするおつもりですか。取り壊すんですか。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

この住宅につきましては、以前の議会でも質問がございましたけれども、数年前  
に事故があったということでございまして、住宅そのものは決して古いわけではご  
ざいませぬけれども、そういった事情がございまして、入居する先生がなかなかい  
らっしゃらないという状況が続いておりました。私どもも今年の春、改めて入居希  
望があるかどうかを各学校の先生方にアンケートという形で取りまとめましたが、  
なかなか入りたいという先生がおりませんでしたので、この部分については、これ  
以上待っても入居ということは見込めないという判断をいたしまして、教育委員会  
としては、やむなく取り壊しという方向にはいたんですけれども、ただ、住宅の部  
分でもそんなに古くありませんので、そういったことから、教員住宅としての住宅  
から外しまして、普通財産というんですか、そういった方向でもあわせて検討をし  
ているところでございます。

委員長 14番、田宮委員。

14番 教育財産から外して普通財産にするのは、あなたの係ではないでしょう。普通財産になった場合にその処分をどうするかというのは、それは話し合っているんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委 移管の場合には、当然、町長部局の方とも協議が必要でありますけれども、現在のところは、そこまでは行ってございません。今後、協議をしていくということで考えてございます。

委員長 14番、田宮委員。

14番 あれは空き家になってから何年になりますか。

委員長 休憩いたします。 休憩時刻 11時14分

委員長 再開します。 再開時刻 11時15分

教 委 教育委員会管理課長。 大変申しわけございません。

管理課長 1棟2戸のうち事故のあった部分については、ちょうど5年間空き家になっております。もう1戸の方は3年間空き家状態になってございます。

委員長 14番、田宮委員。

14番 3年も5年も放置しているんですよ。いまだにどうするかという計画を立ててないわけでしょう。どうするんですか、そういうずさんなやり方で。町民の税金で建てた建物なんですよ。許されますか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委 この住宅につきましては、厚岸中学校あるいは厚岸小学校に近いということで、教員住宅としては、住宅環境といたしますか、位置的には非常にいいところでございますので、できれば学校の先生に入居してもらいたいというのが教育委員会としての希望で、願いでございましたけれども、毎年、先生方の異動に伴いまして住宅の事情も説明してきたんですけれども、なかなか入っていただけないということでございまして、結果的にはこういった数年間にわたって空き家状態が続いてきたということでございますので、私どももそういった事情でございますので、その点はどうかお酌み取りをいただきたいなど、こんなふうに思います。

委員長 14番、田宮委員。

14番 お酌み取りいたしません。計画を立ててください。そして答弁してください。

委員長 教育長。

教育長 この住宅につきましては、先ほど申したのとあわせて、財革委員会の方での住宅をどうするんだというふうな議論が出ました。その中で、先ほど課長が答弁したように、まず一番は教員住宅として入ってもらいたいという気持ちもあったものですから、今年度当初に希望をとりましたけれども、残念ながら入っていただけないということですので、教育委員会としては、当面町の方に移管して、その中で住宅として使うか、あるいは別の用途で使うか検討してもらいたいというふうな考えでおります。

委員長 14番、田宮委員。

14番 そういう話ですが、どうなんですか。

委員長 助役。

助役 今、教育長が答弁したとおりであります。現状、まだ教育財産になっております。教育財産から町の方の普通財産に移管するというきちとした手続を踏まえて、それでその後、教員住宅をどうするかというのを協議しなければならないというふうに考えております。

委員長 14番、田宮委員。

14番 教員住宅が教員住宅として利用されなくなって3年も5年もたっていると。私は財産の取り扱いとしては甚だ遺憾ですよ。少なくとも、どういうふうにご利用するか、処分するのかというのが決められなければだめだと思うんですね。今言ってもすぐ答弁できないでしょうから、早急にどうするのか、はっきりさせていただきたいということでもあります。

委員長 教育長。

教育長 繰り返しの答弁になりますけれども、委員会としては、残念ながら教員住宅としては利用されないということが、質問者おっしゃるとおり、2年間、3年間待つ中で、借りていただける状況がありませんので、早急に手続をとる中で、あとの利用については検討したいというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

委員 長

それでは、進めてまいります。

6目スクールバス管理費、2項小学校費、1目小学校運営費。

10番、池田委員。

10 番

学校運営費の中で2項1項の需用費の中で光熱水費、厚岸小学校では24万 5,000円、それから上尾幌小学校で41万 3,000円減額になっておりますが、ちょっと理由をお願いしたいと思います。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

厚岸小学校、さらには上尾幌小学校の光熱水費を減額してございますけれども、この理由でございまして、主に厚岸小学校では電気料が24万 9,000円ほど減額してございます。それから、上尾幌小学校につきましては電気料が42万円ほど減額になってございます。あとは水道料の部分で若干の調整がございまして、こういったことで減額しているわけではございますけれども、今年度の電気料の算定につきましては、夏場、いわゆる4月から11月までの実績と、それからそれ以降3月までの見込みということで推計をしまして、今回予算計上させたということでございます。

いずれも、電気の方は暖房の方も利用してございまして、夏場の部分では随分暖かかった状況もございまして。今後、冬に向けての部分については、状況がわかりませんので、前年度の実績等々を加味して予算計上させていただいたと、こういう内容でございまして。

委員 長

10番、池田委員。

10 番

厚岸小学校の方は24万 5,000円ですけれども、上尾幌小学校の方では15年度の実績では 360万円ぐらい使っているんです。そして、16年度の予算では 346万 3,000円。その中で41万 3,000円という減額ですが、ただ、辛抱して使わないということはわかりますが、特別何かこの学校が変わったことで電気を使わないということがあったんですか。あとの7校くらいは大体増額しているんですね。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

お答え申し上げます。

上尾幌小学校の電気暖房の関係につきましては、特に契約電力の変更とかそういうことで下がったのではなくて、利用実態からするとということでございまして、

その辺については温暖化といいますか、非常に暖かい日が続いたと、そういったこともございます。ただ、各学校には、子供たちあるいは授業に影響のないような形でできるだけ節電をしてほしいということは要望してございますので、若干その辺の部分はあったのかなと思います。

以上でございます。

委員長

ほかにはございませんか。

16番、竹田委員。

16番

財源不足という形の中からの観点でお聞きしたいと思います。

学校の夜間常備灯というのがあると思うんですけども、これは室外と室内にあるんですけども、各学校ごとによって、玄関の中についている電気はどのくらいの電気料がかかっているのか、その辺を把握しているのかどうか。また、何のために常備灯をつけているのか、この2点についてちょっとお聞きしたいんです。

委員長

教育委員会管理課長。

教委  
管理課長

室内の部分につきましては、おおむね、街路灯がある部分もございますけれども、正門付近に街灯といいますか、常備灯をつけておりますけれども、これについては学校の防犯上の部分ということでございますし、主にそういった事情で室外灯をつけてございます。

委員長

16番、竹田委員。

16番

それぞれの学校ごとの街灯と中の部分の経費は、何ワット玄関に使って、どのくらいの電気料がかかっているのか、押さえていますか。

委員長

教育委員会管理課長。

教委  
管理課長

各学校の総体の電気料については押さえてございますけれども、室内と室外に分けての電気の使用量については押さえてございません。

委員長

16番、竹田委員。

16番

何で押さえないんですか。

委員長

教育委員会管理課長。

教委  
管理課長

室外の街灯の部分につきましては、その学校の電気料全体からしますと非常にわずかな部分である、そういったこともございますし、あえてそういった押さえ方をしていなかったということでございます。ただ、1年間の使用量あるいは電気料金等々については分析をして予算の部分に反映をさせてきていると、こういった事情

でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

16番、竹田委員。

16番

各学校の室内の玄関の電気というのは、それぞれの学校で使っている器具も違うと思うんですよ。年間の電気料というのは請求書が来ればわかるんですから、そんなもの一々データなんか集めなくたって出てくるわけでしょう。だから、室外と室内の両方必要な防犯灯というのは、最低、室外においての玄関の周囲については何ワット以上必要なのかと、防犯のワット数。それから室外の玄関については、最低線、何ワット以上つけなければならないのかという基準がもしあるんだとすれば、それを達成しているのか達成していないのかという部分を研究しなければならない。それに対して中と外、どのぐらいの電気料を食うのかということについて研究しなければならない。それによってむだな電気料は削減しなければならない。そういったことをなぜ考えないんですかと言っているんですよ。お答えください。

委員長

教育委員会管理課長補佐。

教委管理  
課長補佐

私の方からお答えさせていただきます。

防犯灯のお話でございますけれども、防犯灯につきましては、これは学校に限らず、建物の規模、それから形状、それから用途ももちろんですけれども、さまざまに変わってきます。学校につきましても場所とかその他ございまして、画一的には何ワットの防犯灯が何個必要だというようなことにはなりません。当然、学校建設時に、必要な防犯灯ということで計画され設置されるわけです。ですから、その防犯灯の中で利用していく中で、例えば今ご指摘のあったような不経済な部分とかございましたら当然直していくわけですけれども、現在のところ、必要以上に防犯灯をつけているというような認識が実際は今のところはありませんので、そういう調査ですとか計算をされておりました。ただ、ご指摘のように、現在の財政状況の中では、やはりその辺まで突っ込んだ調査が今後は必要になろうかなというふうには感じてございます。

委員長

16番、竹田委員。

16番

街灯については仕方ないなというのは、道路、それから交差点、いろいろな部分で必要な部分というのはあると思います。その各般状態、その玄関の状況から見て、人の移動とか出入り、そういう部分についての動線の部分で、どれだけの範囲でどれだけの角度でどこから照らしたらいいのかというのは当然あると思います。そう

いうことを研究されて、防犯灯というのは立てていると思います。であれば、玄関の中についてはどうなのかというふうになってきます。玄関の中から「ごめんください」と泥棒が入ってくるというのはほとんどないと思います。であれば、玄関の中というのは必要最低限という形になると思います。ましてや防犯灯の形の街路灯については定額料金という北電さんとの契約があります。ですから、町からの出費というのはそれほどないように思えます。

しかし、学校の玄関の内部については、これはもろに定額料金の設定で申し込みというのはしていないと思います、普通、各学校。その部分について、常備灯の防犯灯については、最低線何ワットが必要なのかということを決められた基準がなければ、厚岸町の教育委員会の中で独自で、この学校の玄関の面積、平面図、容積、いろいろな角度から研究して、何ワット必要なのか。それについては、定額料金の契約で照明器具をそういう形で夜だけつくような形にするといった部分から研究してもらいたい。そして、むだにですね、例えばどこの学校というのは申し上げるのは失礼ですけれども、玄関が約12平米ほどあるところに四角い蛍光灯で30ワットと20ワットの1個当たり50ワットくらいのやつが玄関に3灯もついている。150ワットですよ。150ワットが朝までこうこうとついている。それも学校の教員の朝一番先に来られる方が来るまでずっとついている。そういったむだな使い方がある。そういうところを研究をして、むだの削減を図ることが管理職のあり方でないかなというふうに思います。

そういった部分から、何回も言うようですけれども、給料カット、給料カットということばかりではなくて、そういう部分についても勉強していかなければならないのではないかなというふうに思うんですよ。

そして、いろいろな形で、こういう紙の表面も赤いマジックでつくって、そして裏紙まで使うようなそういった目に見えるような手法も考えているのに、こんなもの微々たる金だと思っちゃうんですよ。そっちの電気代の方がもっとかかると思うんです。だから、そういうことを少しずつやっていくことが、削減にかかっているのではないかと思います。僕も少しながらも、ここの下に、僕が議員になってから、裏を使える紙、これだけありますよ、裏紙全部。こういったものも少しでも協力しようと思って、むだな紙は投げないようにここに全部ためて、いっぱいたまったら事務局に持っていきこうと思ってやっていますけれども、そういった心がけが必要ではな

いかと思うんですよ、削減しようというのであれば。そういうことによって皆さんが潤う部分もあると思います。管理職としてその部分をもう少し研究しながら、どうしたら電気代が下がるのか研究してもらいたいと思います。

委員長

教育委員会管理課長補佐。

教委管理  
課長補佐

質問者のおっしゃるとおりだというふうに考えます。ただ、今後の研究といたしまして、今現在使われている防犯灯をやはりもう一度見直す必要は当然あるかと思いますが、今現在使われているものが必ずしもむだなんだというような考えは現在のところは持っておりません。といいますのは、今、質問者がおっしゃられたとおりに、室内に明るい電気がなぜ必要なのか。これも程度の問題でございませけれども、基本的には室内を照らすことが防犯灯上やはり必要だという部分はあります。これはガソリンスタンドにおいても、それから一般の商店の中でもそういった防犯灯上の備えをしている部分もございませ。

学校においても、これは市町村によってもちよつと違ってくるんですが、釧路あたりでは室内灯を必ずどこか1カ所つけなさいという指導が行われていますし、その辺の釧路から来られた校長先生方は確実にそういったことを慣行しているというような状況もありますし、また、学校によってもそういうことで若干取り扱いが違っているのも事実でございませ。見直すとすれば、当然その辺からまずもう一度研究を重ねて、実際にこの学校にとってどの程度の防犯灯が必要なのか。スイッチの関係もございませ。先ほど言いましたように、玄関に3灯ついていて、スイッチが1つということであれば、その辺からももちろん考えなければなりませんし、そういった細かい点も含めまして、これからの研究課題とさせていただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

委員長

ほかにございませんか。

14番、田宮委員。

14番

学校図書について少しお伺いしたいと思うんですね。

財政の抑制もあって、学校図書の更新といいますか、新しい本を入れていくと。平成16年度も終盤になってきておりますが、どのぐらいの予算で、何%ぐらい、あるいは何冊ぐらい入れかえをなさっておられるのか、お伺いしたいんです。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩時刻 11時39分

委員長 再開いたします。 再開時刻 11時49分

教育委員会管理課長。

教 委 大変貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

管理課長

今年度の学校の方の図書の購入の関係でございますけれども、小学校におきましては、予算61万6,000円に対しまして、既に発注が終わっております、59万7,000円でございます。それから、中学校の方でありますけれども、予算が67万7,000円に対しまして、同額で発注が終わっております。67万7,000円で発注の方が終わっております。

委員長 14番、田宮委員。

14番

それだけでは答弁にならないんですね。更新された分が全体の何%を占めているのか。それは例年どのぐらいの率で来て、今年度はどうだったのかというふうなことについてはいかがですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委

管理課長

今年度、発注する前に各学校の図書の蔵書状況等を勘案してございます。小学校におきましては、学校図書館の標準の冊数がございまして、全体では4万3,320冊でありますけれども、今年の3月の状況ですね、発注前の状況では2万4,200冊でありますから、約56%ということでございます。中学校におきましては、標準冊数については4万2,800冊でございまして、蔵書冊数については1万9,200冊ということでございます。小学校の方の整備率でいいますと約56%でございまして、中学校の方におきましては45%という状況でございます。

整備数を達成しているところについては、かなり低いところもございますけれども、その辺のことも考慮して、今回発注したということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 14番、田宮委員。

14番

例年にしてはどうなんですか。

委員長 休憩いたします。

休憩時刻 11時53分

委員長 再開いたします。

再開時刻 11時55分

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時。

休憩時刻 1 1時5 5分

委員長

再開いたします。

再開時刻 1 3時0 0分

教育委員会管理課長。

教委  
管理課長

学校図書館の図書購入の関係の15年度と本年度との比較でございますけれども、小学校におきましては、昨年の実績では図書購入費は69万 3,000円でございます。今年度59万 7,000円ですから9万 6,000円ぐらい減額となっております。

中学校におきましては、昨年、15年度におきましては72万 2,400円でございます。今年度67万 7,000円ですから7万円程度の減額ということになりますけれども、総体的には昨年と比較しまして10%程度減額と、このようになってございます。

委員長

14番、田宮委員。

1 4 番

1回だけ伺いますが、教育長は専門家ですからよくご承知だと思うんですが、図書の入れかえがなくて古本になっていくとすれば、全然学校図書館としての役目が果たせないということになるんですよね。しかしながら、財政の問題もありますから、どうしても財政が抑制をされると、特にこれからだんだん強くなっていくと思うんですが、その中でもやはり学校図書館の図書が古本ばかりになってしまうというようなことではその役目を果たせなくなるわけで、厳しい財政ではあるけれども、新しい本を入れていくということに十分意を注いでやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでありますでしょうか。

委員長

教育長。

教育長

委員おっしゃるとおり、図書館の本というのは、常に更新されなければだんだん魅力を失っていくというような種類のものであります。

また、学校図書につきましては、司書教諭の問題も若干文部省の方で改善する傾向にもあります。1つには、僕も学校に出向いたときに、いい本が並んでいながら、残念ながら読まれた形跡がないというような状況も実はあります。これはやはりそこを運用する中で、今、真龍小学校あるいは厚岸小学校などにも出向いて読み聞かせ等も行っておりますけれども、ソフト面で充実させることによって、少ない中でもよりよい本を選んで活用していく。また、新鮮な読み物については情報館資料を活用する中で、学級文庫等を積極的に活用していくというような方法も用いながら、できる限り学校図書も活発に活用できるように図ってまいりたいと、かように考え

ております。

委員長 14番、田宮委員。

14番 1つには、私、司書教諭の問題もあると思うんですね。必ずしも司書教諭が満足する形でそれぞれの学校に置かれていないということもあると思うんですが、その辺の事情はいかがですか。

委員長 教育長。

教育長 司書教諭の法律改正の問題に当たりましては、12教室以上の学校において必置というか置くべきというふうなことなんですけれども、実は教員がふえるわけではなくて、その教員の中に司書教諭資格のある者を置きなさいというふうな内容であります。ですから、司書教諭資格を持っている人が教頭先生だった場合に、実際にその人が図書室の担当になれるか、あるいは教務主任を行っている人がたまたま持っていたからという中で実際の運用ができるかという、法的にはまだそこまで踏み込んだ内容になっていません。先ほどの基準から申すと、当町では真龍小学校だけが置けば済むというふうな状況です。ただ、逆に言うと人事異動の足かせにもなりかねない。1名しかいないおかげで、この人間を動かしてはおかしいのではないかというふうな話も出てくる可能性もある。ですから、もっと実態に即した運用をしていかないと、実際には司書教諭配置という中でも活用されるような状況にはまだなっていないのではないかというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

それでは、進めてまいります。

2目学校管理費、3目教育振興費、4目学校建設費、3項中学校費、1目学校運営費。

10番 10番、池田委員。

先ほど小学校の方でちょっとお聞きしたんですが、学校運営費の中の需用費の中の厚岸中学校の分なんですけれども、246万8,000円減額になっております。これはいつからいつまでの減額でしょうか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 このたびの補正におきまして、厚岸中学校の光熱水費で246万8,000円減額して

ございますけれども、これの減額の主な要因につきましては、厚岸中学校の電気料のうちの暖房の部分でございます。最終的には1年間トータルの冬場の部分は推計、見込みでございますけれども、その部分で、246万8,000円のうち暖房部分の電気料の部分が232万7,000円の減額ということでございます。

以上でございます。

委員長  
10番

10番、池田委員。

先ほどは電気の経済と温暖化によって小学校の方では減額したというんですけれども、これは暖房の関係では何か暖房器具か何か減ったんですか。

委員長  
教委  
管理課長

教育委員会管理課長。

厚岸中学校の暖房については電気でございます、非常に一時は1,000万円以上を超えた時期もございました。それで、私どもも何とかこの電気料の圧縮について従来より検討して、電力会社の方とも協議をしておりました。最終的には本年、年度当初に電力会社の方と契約電力の変更をしたいということで協議した結果、500キロワットから384に変更してございます。これによりまして、これは中学校の方のほとんど使わない空き教室ですとか、共通の廊下ですとか、大きな支障がないよう子供たちの授業等々に支障がないような部分をカットして、最終的に384キロワットの方に変更したというのが大きな理由でございます。

そのほかにも、夏場の利益率低下による基本料金の割増しという部分がございますけれども、これをコンデンサーというそういった設備をつけまして、電気料金の縮減を図ったということでございます。今回の232万7,000円の部分につきましては、夏場、これまで11月までの実績の部分でかなり落ちていまして、その部分と、それからこれから冬場を迎えますので、その部分であります。冬場の部分は温度にかなり左右されますので、その部分については昨年並みということで、昨年の実績を加味しまして計算した結果、こういう形の232万7,000円という形の減額になったということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

委員長  
10番

10番、池田委員。

今、電気の関係、500から380、それから空き教室、そういうところのストーブを使わないということですか。そういうことですか、一番大きい要因は。

それから、11月末で246万8,000円減ということになっておりますので、去年実績が1,019万円、今年予算は1,014万6,000円で、減額率が24.8%となっている

んですよね。だから、11月末で 246万 8,000円減額で、これから増も何もないんですか。これで全部いけるんですか。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

1点目の部分でありますけれども、従来 500キロワットということで、電気暖房設備をすべての部分で契約していたということでございます。最近の協議によりまして、電力会社の方もそういった事情といたしますか、時代の流れという部分もありますけれども、そういったことで、実際使われている部分ということで契約の変更をしていただいたと、こういった内容でございますので、空き教室にしても廊下にしても、すべて満度に使っていない部分がございます。必要最小限の部分の形で電気暖房を動かしている部分でございます。そういった形で契約電力の変更をされたという内容です。

それから、今回の電気料の 232万 7,000円の減額では、まず10月までの実績でございますけれども、これは昨年と比較しまして 140万円程度落ちています。これは実際落ちていきますので、これはそのまま補正の方に反映できる。問題はこれから向かう冬場の部分でございますので、その部分を昨年並みで一応押さえてみました。そういった形でトータルで 232万 7,000円の減額といたしますか、最終的には昨年は 858万 8,000円の電気料でございましたけれども、最終的には今言ったことを加味しまして、決算見込みでは 712万 3,000円という形になりまして、最終的には 232万 7,000円については減額できると、このように考えて補正を提案した次第でございます。

委員 長

10番、池田委員。

10 番

減額については大変、むだものを廃止したり、それから経済して経費削減に努めていることには感謝申し上げますけれども、ただ、幾ら減ったのではなく、今までの月に例えば何ぼずつ減ったよという、そういう何かトータルはとっているんですか。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

毎月の部分の実績についてはデータをとって、昨年との比較をしながら、どういった部分で電気料がふえてきているのか、そういったことも検討といたしますか、見ながら進めているところでございます。1年間トータル、各学校ごとに毎月データとして押さえてございます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

2目学校管理費、3目教育振興費。

12番、谷口委員。

12番

ここで心の相談室、27万2,000円減額になっているんですが、この内容についてちょっと説明をお願いいたします。

委員長

教育委員会管理課長。

教  
委  
管理課長

心の教室相談員の賃金を27万2,000円ほど減額してございますけれども、この心の教室相談員につきましては、道の方の委託事業の中で従来より進めてまいりました。実は本年度、道の事業の中で、その道の財源を国の緊急雇用対策の財源を使うという形に実はなったわけでございます。そうなりますと、現在、昨年からお願いしております心の教室相談員、実は職業が住職でございまして、手続上、ハローワークへの求人募集の登録ですとか、そういったことが必要になってまいりますので、事実上、昨年から相談員としてお願いしている方が本年度については使えないような状況に相なりまして、やむなく学校側としましても、昨年からお願いしている相談員につきましては、随分積極的に子供たちとかかわっていただきましたので、再度お願いしたいという学校側のこともございましたので、道の委託費の方をやめまして、町単独の方で何とか設置したいということで、町の財政のことも協議したわけでございます。

従来、相談員の道の基準でいきますと賃金が1,000円でございますけれども、1日大体4時間というような形の中できたわけでありまして、町単独の予算で設置したいということでございまして、最終的には800円という形で、ご本人ともよくその辺の事情を相談しまして、1日当たり3時間という形の中で相談員の活動をしたいと、こういう形になりまして、その分が27万2,000円の減額となったと、こういう内容でございます。

委員長

12番、谷口委員。

12番

今、子供たちがさまざまな形で病んでいるというか、そういうことがありますよね。そういう中でその実態をつかむというか、こういうことが結果的にできないで、

さまざまな事件、事故につながってくるということが起きていますよね。

聞いたところによると、厚岸町内ではないんですけれども、近い町で、子供が親子の関係であってはならないことが起きて、結果的にその子供と親を引き離さなければならぬなんていう事態も起きているというようなことが聞かされているんですけれども、やはりどれだけきちんとした情報をつかむアンテナがめぐらされているか、そういうことが今非常に大事になってきていると思うんですけれども、そういうあたりでは、今回これが直接それにかかわるかどうかちょっと私わからないですけれども、当然これも含まれるのではないのかなというふうに思うんですけれども、一人の子供もそういう事件、事故に巻き込まれるということを絶対に防いでいかなければならないというふうに思うんですよね。

さきにあった長崎の佐世保の事件で、教育長や当事者校の校長の処分なんていうのもこの間、発表されておりましたけれども、厚岸町では絶対そういうことが起きないような体制をとっていただきたいと思うんですけれども、それらについてはどのように考えているかお尋ねいたします。

委員 長  
教育 長

教育長。

主に中学生を取り巻く環境というのが、都市部ばかりでなくて、こういう中にも携帯を使ってのいろいろな事件に巻き込まれるというふうな部分も出てきておりますし、実際に、今年のことではないですけれども、家出をして函館の方で見つかったというような話もありました。その部分、もちろん教育委員会だけではなくて、他の機関との連携も必要ですし、この心の教室相談員についてもその役目の一つを担っているというふうに考えております。

ただ、残念なことは、国の方でこの制度をつくったんですが、今だんだんシフトをスクールカウンセラーの方に移していっているという意義がありまして、実は国の方の制度がなくなったおかげで、先ほど説明したように道の方は、結局市町村は何年間も学校に入って相談を受けている現場の人を使いたい、地元の人を使いたいという要望があるものですから、苦肉の策として緊急雇用対策という中で制度を残したという経過なんです。

ただ、これ去年の部分でもあったんですけれども、本来4月の入学式から一緒に入って相談を受けなければならぬはずなのに、道の制度としては、お金がなくなるものですから、実際には6月からしか予算措置されないというような非常に中途

半端になっておりました。その辺は財政当局とも相談する中で、入っていただける方が本来的な活動ができるようにという中で、時間数は減らしていますが、4月から配置できるように単独費でお願いしたところでありまして、もう1校の方ではスクールカウンセラー、これについても今年度については非常によく活用されているというふうな報告を受けています。それぞれ役割の中で活動しておりますし、やはり一番は、担任がどういうふうに子供と接していくか、そして学年、学校全体としてどう取り組んでいくかという中で、こういう外部からの役割の人たちが、実際の働きを持たせて活動できるような環境をまず学校と教育委員会が一緒になってつくっていくことではないかなというふうに考えております。

大変な状況ですけれども、厚岸の子供たちのそれぞれの個々の状況をできるだけ確につかめるように努力しているというところでございます。

委員長

12番、谷口委員。

12番

今、教育長がお話されたように、やはりきちんと状況をつかんでいける。ただ、準要保護だとかいろいろありますよね。その実態だって、相当の困難性が出てこなければ、なかなかそれが対応されないというような問題もありますよね。

それと、十分にそういう制度がありながら親御さんが制度を知らないでいる場合もあると。ですから、子供にかかわる問題もすごく大事ですけれども、親との関係も相当密にしていかなければ、なかなか大変な問題があるのではないのかなというふうに思います。その一方でプライバシーの問題もあるということで、すごく苦労されていることはわかるんですけども、こういう大きな問題の発生をやはり未然に防いでいくということが非常に大事になってくると思うんですけども、これらについては今後さらに充実させていくというか、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

委員長

教育委員会指導室長。

教委  
指導室長

私の方から、人的配置という面ではなくて、学校体制の中でちょっとお話をしたいと思いますが、前回の議会でも児童虐待に関する防止策ということでもご質問がありましたけれども、今、先生方の教育相談の技術を高めて、まず学校の先生方が子供、さらには親御さんまでいろいろな悩みにこたえていくようにしようということで、現在、カウンセリング講座、先生方の教育相談技術の向上を目指した講座がございまして、早速12月16日、第1回目が始まったところでございますが、2月17

日までの3回シリーズで町内約20名の先生方が積極的にこの講座を申し込んで受講していただいております。

これは、先ほどいろいろ言われましたスクールカウンセラー、あるいは心の教室相談員の学校の先生以外の方々の連携をとって、子供の悩み、親御さんの悩みにこたえていこうということももちろんですが、まず一番子供たちのことをしっかりとつかめる人というのは学校の先生だと思います。まず、先生方が子供たちの悩みや親御さんの悩み、あるいは家庭環境をしっかりとつかんでいくということでは、先生方がしっかり教育相談の技術を高めていこうと。そんな意味では、最近、先生方がこの教育相談の重要性を認識していただいて、かなり積極的に数多くの先生方が今受講していただいているということでございます。

あわせて、町内約140人ぐらいの先生がいらっしゃるわけですので、その中の20名ですから、それっきりではなくて、この受講された先生方が学校に帰って、これを校内研修でまた広めていただきまして、校内の教育相談体制の充実ということで、子供たちの悩み相談、あるいは親御さんとの相談を充実させていきたいというふうに考えてございます。

それから、学校以外の面では、釧路管内のいじめ・不登校等対策本部というのがございます、1つの町だけではなくて、釧路管内で連携をとってやっていきたいと思いますという取り組みもございまして、釧路教育局が中心になりまして、相談電話ということで、ポスターをつくりまして各家庭にPRしているところでございます。その中には、本町は私が窓口になって教育相談、電話相談を受けておりますが、今年度も実態としては、子供さんの相談はないんですけれども、親御さんの相談という意味では五、六件の受理をしてございまして、学校だけではなくて、教育委員会も学校と連携をとって、こういう悩み相談やあるいは実態把握に力を入れていこうというふうに取り組んでいるところでございます。

以上です。

委員長

12番、谷口委員。

12番

大体内容はわかったんですけども、これがやはり生かされなければ何もならないと思うんですね。研修をやっても、それが実際に歯車として動いていかなければ何の効果も発揮しないということだと思えますよ。それで、それをきちんと動くような体制をとってほしいし、それがその時々やはりきちんと報告の体制

だとか、そういうものがとられていかなければ、実際、厚中や厚小であったことがこっちでは全然わからなかったということではやはり困ると思うんですね。そういう実態がきちんとわかるような体制をつくってほしい。

それから、奈良県であったように、下校時にああいう事故が起きるだとか、そういうことも考えられると思うんですね。そうした場合にはどうするのか、地域にどういふ協力を得るような体制をとっていくのか、それから地域の人はどうやって子供たちを守るのか、こういうことを真剣に考えていかなければならないと思うんですけれども、それらを新たな体制、仕組み、そういうものを今後考えていかれるのかどうなのか、最後にお伺いをいたします。

委員 長

教育長。

教育 長

地域の子供たちをどのように守っていくかという問題ですけれども、それぞれ、例えば商店街の中で、駆け込み 110番みたいな部分でお世話をさせていただくというふうな取り組みもございますけれども、今自治体間で連携をとろうという中では、警察との連携というのが、実は改めて教育委員会と情報を共有しようというふうな協約を結ぶ動きが出てきております。これは道教委の方がそういうふうな取り決めにしまして、道立学校でのいろいろな問題について取り組んでいるところでございますけれども、これについても、地域のそういう防犯意識については、警察の方がそれぞれ積極的に動いている部分がございます、それと連動しての教育委員会との役割という部分についても、具体的なことで警察署と話し合いを持とうというふうに考えているところでございます。

それと、もう一つ、先ほど言いました心の教室相談員あるいはスクールカウンセラーの部分につきましても、それぞれの学校から、町に住んでいますと皆さんおわかりかと思えますけれども、一時から見ると随分それぞれの学校も落ちつきを取り戻しているというふうに見られていると思うんですけれども、そのような形でも学校の方からの報告も上がってきておりますし、実際、毎月毎月の報告、あるいは多少問題行動があれば、その都度教育委員会の方にも連絡がまいておりますし、何か事件があってもともすれば表に出したくないみたいな、そういうふうな動きというのは、今町内の学校では僕は見られないというふうに思っていますし、何か問題行動があれば、みんなで解決できるような方策を考えていけるような体制をつくっているつもりですし、これからも連絡を密にしてやっていきたいというふうに思っ

ております。

委員長 よろしいですか。  
(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。  
4項幼稚園費、1目幼稚園費、5項社会教育費、6目情報館運営費。  
ございませんか。  
1番、室崎委員。

1番 情報館のことでちょっとお聞きしたいんですが、今年始まった事業だというふう  
に思っていました、ブックスタート事業というのがありますね。これがほぼ1年、  
まだ何カ月かありますが、進めてきて、どういう状況になっているかお示しをいた  
だきたいんです。

委員長 暫時休憩いたします。 休憩時刻 13時36分

委員長 再開いたします。 再開時刻 13時38分

情報館長 厚岸情報館の方からご説明いたします。  
ブックスタート事業につきましては、平成16年4月から開始いたしました。ブック  
スタートにつきましては、少し浸透していない事業ということもありまして、ち  
ょっとご説明いたしたいというふうに思います。  
ブックスタート事業は、平成12年ころから注目されました運動でございますが、  
日本では北海道の恵庭市が一番最初に取り組んだ事業でございます、簡単に申し  
ますと、ゼロ歳児の乳児を対象にいたしまして、乳児とそのお母さん方、保護者を  
対象にいたしまして、絵本の読み聞かせと絵本を普及させるという事業ございま  
す。  
厚岸町におきましては、先ほど言いましたように、平成16年4月から開始いたし  
ましたが、道内では札幌圏を中心とした都市圏で普及しておりますけれども、道東、  
釧路管内、根室管内では本町が初めて手をつけた事業でございます。先ほど言いま  
したように、このブックスタート事業はゼロ歳児の赤ちゃんとその保護者を対象に  
してやる事業でございますけれども、これは情報館だけではなく、保健福祉課、そ  
れからボランティアのお母さん方、三者協働・連携して行う事業でございます。

厚岸町におきましては年間大体 100人ほどの出生がございますけれども、赤ちゃんがあみかを会場にした健康相談を必ず受けると。例えば4カ月児、あるいは6カ月児を持ったお母さんが赤ちゃんの健診を受けるということであみかにやって来る。いわば情報館の読み聞かせ事業、絵本の普及事業を情報館で待ってするのではなく、あみかに情報館の職員が出かけて行って、そこで絵本の普及、読み聞かせということを行うという事業でございます。先ほど大体 100組くらいと言いましたので、ばらつきがありますけれども、月8人から10人ほど赤ちゃん相談室にやってまいります。

もうちょっと詳しく言いますと、単にお母さん方を集めて絵本は大事だよという話をするのではなくて、1組のお母さんと赤ちゃんに対して、情報館の職員が直接向き合いながら4カ月児の赤ちゃんに読み聞かせをします。当初、私どもがその計画を実行するに当たりまして、4カ月児の赤ちゃんが本当に絵本に興味を見せるのだろうか。まだ首が据わったばかりの赤ちゃんにそれは早過ぎるのではないかという一抹の不安もありましたけれども、実際にやってみますとぐずついていた赤ちゃん、それから泣いていた赤ちゃんが情報館の職員が絵本を広げて読みますとそれをじっと見る。あたかもその絵本の内容を吟味するかのようにじっと見入るというふうなことになりまして、まずお母さんが驚いたということで、それを契機にいたしまして情報館の職員が、赤ちゃんの子育てにとっても絵本を読んであげることが大切だよというふうなメッセージを添えまして、ブックスタートパックというのがございますけれども、絵本を2冊無料で配布するという運動でございます。

先ほど、あみかの保健師さん、それからブックスタートボランティアのお母さん方と連携しながらやるというふうに説明しましたが、そのときにもあみかの保健師さんがまず赤ちゃんの健康相談をしながら、これから情報館のブックスタートがあるけれども、絵本というのは赤ちゃんの発育にとって大切ですよという保健師さんの側から立った説明を行う。それから、ボランティアのお母さん方は地域のお母さん方という立場から、保健師さん、それからブックスタートにやってきたお母さん方と気楽に溶け込んでいくという形で協力してもらっているという形で進んでおります。まだ4月から始まって9カ月たったばかりでございますけれども、町外からも注目されている事業でございます。情報館といたしましても、単に絵本の普及ということだけでなく、一つは保健福祉課との連携、それからボランティアの

地域の人たちとの連携ということで、町長が掲げております協働のまちづくりという側面からも、このブックスタート事業というのは大切な事業でないかなというふうに思います。

それから、もう一つは、厚岸町に生まれて、厚岸町で生きていく一人の人間として、赤ちゃんから大人に至るまで、絵本という形でもって情報館が影響をつくっていく、あるいはあみかが影響をつくっていく、あるいはボランティアのお母さん方が、影響をつくっていく形で、子育てあるいは人生の支援づくりをやっていくということは大事なことかなと思っております。

先ほど言いましたように、まだ始まったばかりです。これは地道な運動でございますけれども、また、これからどういう課題が出てくるか、どういうつまずきの石が出てくるかということはたくさんございますけれども、そういう形でやっていこうというふうに思っています。

以上です。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

ブックスタートの事業というのがこういうものだというお話を今るいただいたんですが、現実には自分の子供、ゼロ4健診というのは4カ月ですか、そういうときに行ってブックスタートなるものにぶつかって、帰りにそのブックスタートセットというおみやげをもらって帰ってくる。それには、本当の初期の一番最初に子供に読み聞かせをする本というのが2冊ぐらい入っているんですか。そういうものももらってきてやっているということで、知り合いの若い母親なんですが、非常に喜んでいたので、なるほどなと思ったんですが、これはたしか文部省の補助が入って進めているのではないかと思うんですが、予算書を見ると一般財源で15万4,000円の事業なんですね。総事業費はどのぐらいなんですか。

委員長

情報館長。

情報館長

総事業費は15万円でございます。そのうち半額が道の補助という形で、町の財源としてその半分の約7万5,000円ということです。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

来年も今年と同じように進めていこうというふうに今聞き取れたんですが、そのように考えてよろしいんですか。

委員長

情報館長。

情報館長

先ほどこのブックスタートの意義を強調しましたように、来年度もぜひ続けてやっていくというつもりでおります。ただ、道の補助金、今年度7万5,000円ですけれども、それが1年度、単年度限りの補助でございます。ですから、来年度は全額、町の財源から引き出してやらなければならないという形でございます。

委員長

1番、室崎委員。

1番

時間もありませんので簡単にお聞きしますが、情報館が福祉情報館という施設に来てくださった人だけを相手にしているのではなくて、そうやって自分の方から出ていく、あるいは福祉課やいろいろなところと連携しながら仕事をしていくという意味では、非常に典型的な事業だろうというふうに思いますが、福祉課との連携で言いますと、このブックスタートというのはまさに生まれて間もない赤ちゃんに対する事業なんです。一日で例えれば日の出の部分です。日の出があれば必ず日の入りがあるわけです。お年寄り、特に、日の入りなんていう言い方をしたら失礼なんですけれども、人生のいわばそういう時期になった人たちに対しても、また読み聞かせというような、読み聞かせというのは専門的に言えばある範囲のことなんでしょうけれども、もうちょっと広げてですね、そういうことが非常に有効だというような話は今福祉の方で言われているんですが、情報館はそっちの方にも対応しているわけですか。

委員長

情報館長。

情報館長

情報館といたしましては、具体的な事業としてまだ構築してはございません。ただ、問題意識としましては、今ご質問のあったような形でもって、いろいろ職員の中で話題にして協議しております。それに関連しまして、今情報館には読み聞かせのボランティアがございまして、小さな絵本箱というグループなんですけれども、今年ちょっと会員がふえまして、10名ほどなんですけれども、その読み聞かせのグループと今情報館と連携をとりながら、学校での読み聞かせを行ったり、いろいろな施設に行っているんですけれども、その読み聞かせのお母さん方の問題意識の中に、学校の読み聞かせだけではなくて、デイサービスなり、あるいは地域のお年寄りのところに行って読み聞かせを拡充したいと、情報館と連携しながら何とかやりたいというふうに話し合っておりまして、先月、11月からデイサービスセンターに読み聞かせのお母さんと、私も出席しましたけれども、デイサービスセンターに行くと紙芝居を行ったり絵本を読み聞かせたりという形で、まず一步を踏み出したところ

です。それ以降のことについては、先ほど言いましたように、これから問題意識をもっと高めていきたいというふうに考えております。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

福祉課とも十分に連携をとって、そちらの専門的な知識も入れながら進めていただきたいと思います。

それと、もう1点お聞きしますが、先ほど来、学校図書室というんですか、学校の図書の質問が14番委員さんの方からも出ておりましたが、学校図書というのは、前々から言われておりますように、国の制度そのものにもいろいろと問題があって、例えば図書館として考えた場合の書籍更新なんかということからいったら非常に予算が少ないですね。そういうことで大変現場でも苦労していると思うんですが、それだけに情報館としてこれにいろいろな形で応援することで、その足りない部分を幾らかでも補うことが可能ではないかという気はするんですよ。いわゆる図書館というもののプロとしてですね。そういう点で学校との連携、これについてはどうなっていますでしょうか。

委員長

情報館長。

情報館長

具体的な例でもってご説明いたします。

今年度、釧路教育局の方から学校図書館活動専門員の派遣がありまして、その活動推進員を中心にいたしまして、学校図書館の運営にかかわります先生方と会議を開きました。その中から、学校図書館の蔵書が古くて困っているんだというふうな話だとか、どうやって子供たちにいい本を勧めていったらいいのか、あるいはまた学校図書館の運営をどうやったらいいのかというふうな話題が出まして、その話題を受けて具体的に町内の何校かの学校に行きまして、その図書館の担当の人のお話を聞いたり、それから図書室の配架をどうすれば子供たちに利用してもらうような配架構成にできるかというふうなことなど、直接学校に出向いていろいろ先生方と協力して行いました。

もう1点は、先ほど教育長からも報告がありましたが、学校での読み聞かせという部分では、今まで真龍小学校での読み聞かせ1件でございましたけれども、今年度につきましては厚岸小学校、それから床潭小学校につきましても、これは月一遍程度ですけれども、情報館の職員が出向いて行って、そこで絵本を読み聞かせをやったり、それにかかわる本を貸し出したりという形でやっております。

それから、また情報館には団体貸し出しという形の制度がありますけれども、その部分におきましても、さっき教育長が報告しましたように、学校図書館の蔵書と連携するような形で先生方が本を借りていくという形での協力体制も行っているところでございます。

委員長 ほかにごいませんか。

(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、2目社会体育費。

11番。

11番 社会体育費、ここでちょっとパークの利用状況についてお聞かせいただきたいと思います。5月20日オープンですね。そしてクローズが11月5日ですね。それまでの利用状況ですね。シーズン券、それから回数券、1日券の利用状況、そして、それによって歳入がどのぐらいになったか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 教育委員会体育振興課長。

教委体育振興課長 パークゴルフ場の利用状況及び利用料の収入状況につきましてお話しさせていただきます。

利用人数でございますけれども、延べで1万8,056人の利用をいただいております。1日券につきましては5,601人、回数券につきましては909人、シーズン券につきましては1万1,372人でございます。あと、その他の免除の関係もございまして、免除関係174人利用いただきまして、合わせて1万8,056人となる内容であります。

それと、使用料の関係でございますけれども、コース使用料といたしまして309万9,310円の収入でございます。それと用具使用料が3万1,160円、合わせまして309万470円がパークゴルフ場に係る使用料でございます。

内容でございますけれども、1日券が5,601人の利用をいただきまして、173万6,310円の収入でございます。回数券につきましては82人の利用をいただきまして、25万8,300円の利用料でございます。それと、シーズン券につきましては169人でございます。106万4,700円の収入でございます。あと、用具券につきましては、中学生以下が68人で6,800円、それと中学生以上が116人で2万4,360円でありま

して、合わせて3万 1,160円でございます、コース料、用具料合わせまして 309万 470円の内容となっております。

委員長

11番、岩谷委員。

11番

このパークについては実績がない中でよくこれまでやっていったと。ただ、当初、芝生についていろいろな条件で状況が余りよくなかったと。しかしながら、やはり手入れについて当初早くから水まき等をやっていれば、まだ利用状況があったのではないかなど。たしか3番委員さんの方からも芝生についての質問があったんですけども、これについては管理面が不十分であった。そして泡食って朝早くから水まきだと、雨が降っても水まきをやっていると。もう全然話にならないですよ、これは。やはり計画的にね、やはり一番暑い8月に、朝昼まくものかね。やはり草というやつは、夜水をまいて夜の間に生育するというので、朝早くからまいたら全然生育につながらないということ。だから、今年度の水まきについては全くおかしかったですよ。だから来年についても、当然、高齢者事業団の方との連携の中に水まきするのであれば、十分そこらを含めてしていただきたいなと、そういうふうにも思います。

また、料金については来年度も今年と同じ料金でいくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長

教育委員会体育振興課長。

教委体育  
振興課長

前回の議会でも芝の管理につきましてご指摘もいただいたところでございます。今回、特にかつてない日照りということで担当の方も大変苦慮した状況でございますし、管内も相当この日照りにはまいったような状況でございます。この経験を生かしまして、委託している業者とともに十分その辺も勉強しながら、芝の育成に努めてまいりたいと思っております。

あと、料金の改定につきましては、初めて今年、16年スタートしたばかりでございますから、今のところは改定ということは考えていない状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長

11番、岩谷委員。

11番

それから、スポーツ振興課長については3月31日で退職という言い方になるんですけども、十分自分の今までの経験を後継者に引き継ぎまして、皆さんで楽しめるような施設に持って行ってほしいなと思っておりますので、ひとつよろしく願いいた

したいと思います。

委員 長

体育振興課長。

教委体育  
振興課長

今、町民の方も本当に多く利用をされている施設でございますので、十分これから引き継ぐ担当課ともお話しさせていただきまして、いいパークゴルフ場の環境づくりをしていきたいなど、こう思っております。

委員 長

ほかにはございませんか。

7番、中屋委員。

7 番

勤労者体育館の斜め向かいに大きな電気の配電盤がありますね。その配電盤の北電との契約というのか、それは、例えば今野球場にもあそこから電源のもとを引っ張っていると思うんですよ。今、利用されていませんね。それから各施設、それとスケートリンク場もみんなあそこに電源のもとが配電盤でもっておさめられていると思うんですけども、結局私たちの家庭でも、アンペア数でもって25アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアといろいろありますけれども、使用しようがしまいがアンペア数を入れたことによって基本料金がかなり違うんですよ。25アンペアと50アンペアというのは。

だから、将来的にはグラウンドにも照明をつけたいということで恐らく配線したと思うんです。今現在、使われていませんね、配線していますけれどもね。そういうことを目的としてあそこに大きな配電盤をつくったと思うんです。そのときに北電と、使っていなくても一般家庭と同じでアンペア数だけぼんと入れた場合には、そういう契約をしたのか、それとも利用してから改めて負荷をかけて電気代を要求しますというのか、そこらのその契約の仕方ですね、もしわかれば教えていただきたい。一般家庭のことはわかりますね。恐らく僕もああいうのは、つけようと思っているから大きいアンペア数が入っていると思うんですよ。今、実際、使われていませんね。それを含めた契約をしているのか。また、今使っていないけれども、使うときに利用するから金額に負荷をかけて請求されるのか、それは北電との契約次第だと思うんですよ。そこらの件をちょっとお聞きしたいと思います。

委員 長

体育振興課長。

教委体育  
振興課長

今のお話の内容でございますけれども、ちょっと内容ですね、当時の経過もあるでしょうし、当時、野球場の夜間照明を含めてのそういうアンペアの配電盤ということも多分あったかなと思いますけれども、私ちょっと今ここで即答は、当時の状

況もちょっと把握していませんので、時間をいただきたいと思います。

委員 長 休憩いたします。 休憩時刻 14時06分

委員 長 再開いたします。 再開時刻 14時24分

教育 長 教育長。

教育 長 答弁に時間を要しまして、申しわけありません。

現在、調べてみたんですけれども、すべての設備を含めてのアンペア数で契約しているかどうかというのはちょっと判明しないんですけれども、ただ、実際にこの請求書を見る中では、過去11カ月で一番高い電気料金をたたいたときに、その料金をベースとして基本料金ができるという、ごく一般的な契約方式なんですけど、それによっております。これでいくとおおよそ月額20万ちょっとという形ですので、委員おっしゃるような、例えばナイター設備ができれば必要であろうというふうなアンペア数を足しての契約ではないのではないかと。ただ、判然としませんので、委員おっしゃるような、できるだけ安い契約方式の中でこれからの施設の経費節減を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員 長 7番、中屋委員。

7 番 そうすると、スケートリンクみたいに夜間照明をつけている1カ月ちょっとの間、それも冬期間は使っていても、春からずっと夏の間は使っていませんね。それもやはり一番使った金額をベースに基本料金というのは払われているということになるんですか。それとも、冬期間だけ使ったものに対しては支払いしますけれども、使っていない方が多いんですから、12カ月としたら10カ月から11カ月使っていないですから、それを引いたものを、使っただけのものに対して負荷をかけて支払いをしているということなんですか。

委員 長 教育長。

教育 長 この契約形態の場合は、基本的には冬期間含めての負荷になるかと思います。ただ、夏場にほかのところについている照明とかございますから、そちらの部分とスケートリンクの照明がどちらの方が多くピークをたたくかというのは、実際の数字を見てもわからないんですけれども、ただ、通常が一番多い月を基準にして基本料金が決まってくるというような形態になっております。

委員 長 7番、中屋委員。

7 番 | これでやめますけれども、いずれにしても、研究していただいて、もしできれば  
安い方法でもって契約してもらいたいということを要望して、終わります。

委員長 | 教育長。

教育長 | 私どももいろいろな形の中で、今、節減に迫られております。この契約自体もぜ  
ひこちらの方でも調べて、安い方法があるのであれば、その方式をとっていきたい  
というふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 | ほかにございませんか。  
(なし)

委員長 | それでは、進めてまいります。  
4目学校給食費。  
11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費。  
12款給与費、1項1目給与費。  
9番、松岡委員。

9 番 | 給与費について、特に目立つんですけれども 環境政策課の人件費ですね。賃  
金、今回 679万 2,000円の減額なんです。当初予算で環境政策課の賃金は 840万  
5,000円、それから 672万 9,000円減額するわけですから80%以上の減額がされて  
いるわけですが、この理由はどういうことなんですか。

委員長 | 総務課長。

総務課長 | お答え申し上げたいと思います。  
環境政策課の方の賃金、これは嘱託職員等々あります。ですから、1つには衛生  
センターの民間業務委託、こういったことに伴いまして配置転換が行われておりま  
す。職員の異動が行われております。そういう関係で環境政策課からのいわゆる賃  
金の部分、別な部分に異動となっておりますので、そういった形の中で異動になっ  
て抜けた部分ですね、それが減額になっているというのが大きな理由でございます。

委員長 | 9番、松岡委員。

9 番 | もっと具体的に説明してください。環境政策課からどこへ行ってどうなったんで  
すか。

委員長 | 総務課長。

総務課長 | 具体的に申し上げたいと思います。  
まず、衛生センターにおりました嘱託職員がデイサービスセンターの方へ異動と

なっております。それから、水鳥観察館におりました嘱託職員、途中での退職ということになっております。この2人の部分が減額ということになるのが賃金の異動の大きな理由でございます。

委員長

9番、松岡委員。

9番

途中、予算を840万5,000円組んでいるわけですが、これはやはり環境政策課において使うという予定で当初予算を組んだわけでしょう。それ、環境政策課では要らなくなったの。そこらあたりの予算の組み方がおかしいんですよ。そんなあいまいなことで予算を組んでもらっては困るんですよ。どうして、そういうことでもって要らなくなったのか、そういった説明をしてもらわなかったらだめでしょう。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

この人件費につきましては、当初予算の予算編成を行う時期は大体今ごろでございます。12月の時点で次年度のいわゆる見積もりと見込みを立てながら予算を組ませていただいているというのが実態でございます。まだ、その時点におきましては、職員の異動の部分であるとか、いわゆる4月1日における異動の関係、こういった部分が不明確な状況の中で推計せざるを得ないということがまず1点ございます。

そういった中で当初予算を組ませていただいておりますけれども、その後、定年退職以外の退職者が生じるであるとか、それから年度の途中での退職者が生じるであるとか、それから、今回の場合は業務委託の関係に伴います職員の異動関係が明確に決まったのも12月の予算編成時期よりもずっと後の時期で決定している。こういうような事情がございまして、今回そういった異動等を含めまして、精査をした上で補正予算で組み直しをさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

9番、松岡委員。

9番

我々が考えるのは、当初予算を組むときに環境政策課で、何人だかわかりませんが、840万5,000円の賃金、何と言いますか、出面取りですか、そういったものが必要だということで組んだんでしょう。これはあくまでも環境政策課で使うということを前提にして組んだはずですよ。それが予算を組むときの建前じゃないですか。途中でどこかへ動かしてもいいから、一応環境政策課に入れておけという

ような考え方で組んだんですか。それはちょっと、そういう組み方だったらですね、予算の組み方に対して非常に異議を感じますね。そうでしょう。

それでは、今現在 672万 9,000円ですか、これをそっちの方にやってしまって、環境政策課のする仕事に影響はないんですか。影響があるというふうに我々は考えざるを得ないと思いますよ。そのあたりの考え方をお聞かせください。

委員長  
環境政策  
課長

環境政策課長。

ご質問にお答えしたいと思います。

ただいま総務課長の方から答弁がありましたように、人件費の積算については大體12月から1月の初めごろで積算をしてしまいます。今回、16年度に入りまして衛生センターの委託業務が正式に決定いたしました。それは、その人件費の積算が終わって、人件費の予算が決まってからのお話でございます。したがって、衛生センターの嘱託職員のいわゆる委託になりましたので、そこに職員の配置が必要なくなつて、デイサービスの方に異動になりました。その分の人件費が今回落ちたもの。それから、水鳥観察館の嘱託職員が寿退社といえますか、本来であれば3月までというお話があったんですが、事情があつて10月末で退職をするということになりまして、11、12、1、2、3月分の賃金が不要になったということで、今回補正予算で減額をさせているということでございます。

ご理解賜りたいと思います。

委員長  
9 番

9番、松岡委員。

そうしたらあれですか、当初予算を組むときのやろうとした事業、これは必要なくなつたんですね。そうでしょう。環境政策課にこれだけの賃金が要るんだと、これだけの人間をつぎ込まなければいけないんだという計画だったわけですね。それが完全に途中で変わってしまったんでしょう。環境政策課の仕事を、そっちの方にやった職員の属するところに仕事が行つたんですか。そういうことであればあれだけれども、こうやって聞いていると、環境政策課の仕事は、当初組んだ予定は一体どうなるんだと、そういう心配が出てくるわけですね。そこらあたりもう少しきちつと説明してくださいよ。

それと、やはり当初予算を組むときですね、そういうことも十分、予算だから確実にやれとは言いませんけれども、ですけれども、ある程度確実な線をつかんで予算を組んでほしい。それを見て、町は予算主義で何でもやっているわけですから、

予算が一つの根本なんです。そこらあたりをもう少し納得のいくような説明を願いたいと思います。

委員長

環境政策課長。

環境政策  
課長

ご答弁申し上げます。

説明が大変下手で申しわけございません。衛生センターにつきましては4月1日に入札を執行させていただきまして、厚岸清掃社が落札をし、いわゆる民間委託になりました。その際、民間委託ですので、作業員、それから事務員が厚岸清掃社から衛生センターに勤務をしております。そのことによりまして、今まで町職員の直営でやっていた職員がすべて人事配置で変わっております。その際、嘱託の賃金、嘱託職員も配置転換でデイサービスの方に異動になってございます。その分のいわゆる賃金、嘱託賃金が減額になったということがまず1点です。

それから、水鳥観察館につきましては嘱託職員が1名おりました。この嘱託職員につきましては、本来、3月までという約束というか、そういうお話があったんですが、ご結婚をなされまして、連れ合いの人事異動に伴いまして急遽10月末で退職をしたいという申し出がありまして、そのことによりまして退職をした結果、11、12、1、2、3月の賃金が不要になったということでございます。その後の人事配置につきましては総務課長の方から。

委員長

総務課長。

総務課長

給与費総体の予算の組み方の関係でございまして、私の方から再度ご答弁申し上げたいと思いますけれども、予算編成の時期ということで、実質的には今ごろ組まなければならないということをご理解いただけるかなと思いますけれども、全体的にこの時期に、いわゆる人件費の組み方の中で明らかに組めるという部分については、次年度の人員が、例えば正職員の数がどのくらいになる。その場合には定年退職、あるいは今の時点でやめるという部分が明らかになっている場合、これについては当然積算がなりますけれども、その後、年度ぎりぎりの時点で退職者が生じる、いわゆる希望退職が生じる、あるいは年度に入ってから退職がなされる、こういう場合がございます。

それで、考え方といたしまして、補充あるいは不補充という2つの選択肢があるわけでございますけれども、これまでも申してきておりますとおり、厚岸町の方については、退職者についてはやめたからといってすぐ補充をするという形ではな

く、不補充の中で定数削減を図ってきております。そういうような関係がございまして、どうしても当初の見込んだ人件費の予算、これが実際の執行の段階において人数がさらに削減になる。あるいは人事異動の関係で、給与ベースの違う方が、例えば総務課にいた人が人事異動の関係で給与ベースの違う方になると、当然そこで、それぞれに見ていきますと、いわゆる給与費の中身が変わってくるということになります。

当然そういう異動がございしますものですから、今回この12月の中、そういう年度間の異動、当初での事情、こういったものを精査させていただいて、見通しとして今回補正を組み直しさせていただいた。人件費総体の中での異動関係を組み直しさせていただいた。こういう作業をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

委員長

9番、松岡委員。

9番

やりくりするというそのことについてはわからないわけではないですけども、しかし問題は、環境政策課の人間の賃金を672万9,000円減らして、環境政策課の事業に支障がないのかどうなのか、これが一番大事なことだと思うんですよ。それについてどうなんですか、支障はないんですか。

委員長

環境政策課長。

環境政策課長

ご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、衛生センターの嘱託職員につきましては、4月1日から民間委託、受託業者は有限会社厚岸清掃社でございします。したがって全く支障はございません。

それから、水鳥観察館の嘱託職員の10月の自己都合による退職後の人事配置につきましては、業務上、支障はございません。適正な配置がなされているということでご理解賜りたいと思えます。

委員長

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

(なし)

委員長

それでは、114ページから117ページまでは給与費の明細書であります。ございませんか。

(なし)

委員 長		<p>以上で歳出を終わります。</p> <p>次に、1 ページにお戻り願います。</p> <p>第2条債務負担行為の補正、5 ページ、ございませんか。</p> <p>8 番、音喜多委員。</p>
8 番		<p>今回、福祉センターの増改築に伴う借入金の関係で、5 ページの第2表の中で債務負担行為の補正がなされておりますが、追加として、今回の借り入れに対して、独立行政法人福祉医療機構借入金、いわゆる独立行政法人の福祉医療機構から借り入れをするという申し出になっていますが、その下の方の金融機関から借りるといえるのはわかるような気がするんですが、この独立行政法人の福祉医療機構というのはどのような存在で、どういう仕事をしながら、こうして今回、社協の方にお金をお貸しするというか、肩がわりをするのか、その辺のところをお知らせいただきたいと思います。</p>
委員 長		<p>休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">休憩時刻 14時46分</p>
委員 長		<p>再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">再開時刻 14時53分</p>
行 財 政 課 長		<p>貸し付けの関係でございますので、私の方から答弁させていただきますけれども、独立行政法人福祉医療機構、昔で言う医療財団と言われた過去における組織でございますけれども、社会福祉施設、医療施設の整備などに関しまして貸し付け、それと民間地域福祉活動への助成、さらには福祉機関医療情報サービス、公共性の高い多様な事業を公正かつ効率的に実施するという事で、総合支援機関として貸し付け事務等を行っている独立行政法人であります。それで、そこから基本的には低利で長期で資金の調達ができるものですから、この機構の資金を使いまして借り入れを行うという手続を社会福祉協議会ではとっている。そういう状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。</p>
委員 長		<p>8 番、音喜多委員。</p>
8 番		<p>もとは国の機関というか、いわゆる特殊法人だと思うんですね。今回の法の改正によって独立行政法人にさせられたというか。例えば教育関係だとか医療関係も結構そういうところがあって、そういう形になっているんですが、ここから逆に審査されると思うんですね、厚岸町の福祉協議会はそれだけ払えるのかと。どっち</p>

が審査するかというと、こっちが審査するのではなくて、向こうが、一般的にいうと借りる方が審査されるというか、銀行の立場でいけば、貸す方は借りる方がしっかりしているかという立場だと思うんですよ。逆にいえば、このことがかなり今回の債権の関係でしょっているところもあるんですが、今回こういう形で、福祉協議会を建てて何年ぶりかで初めての大改築ですから、我が町として、福祉協議会でこれを使うのは初めてなんですか。過去にそういったことはあったのか。

この存在というか、医療機構という、今課長が説明されたように福祉関係に出入りしていると言ったら変ですけれども、そういうところ中心にしてやっていたところなんだろうと察するんですが、物の本によれば、かなり安定したところであって、バブル以降一時はじけて負債をしょったところもあるようですが、ただし行政というか町の自治体ですから、これは取りっぱぐれがないという形で今回入ってきているんでないのかなと私は思うんですが、過去のいきさつというか、それを逆に調べたんでしょうか、そういうことについて。その辺についてお知らせください。

委員 長  
行 財 政  
課 長

行財政課長。

過去に、一番初めに社会福祉センターを建てたときに、この機構の前身であります医療財団から貸付金を借りております。当時は 4.4～ 4.5%のレートだっと思いますけれども、一般的には当時のレートでいうと 6.5とか7%のレートのときに 4.5 という資金で借りていたという過去の例があります。この独立行政法人福祉医療機構というのは、実は昨年、今年度までかかったと思いますけれども、社会福祉センターの大規模改修をやりました。昨年この議案も出させていただきましたけれども、この際、同じく、ちょうど昨年資金を借りるときに独立行政法人に衣がえになったときでありまして、そこから1期工事というんですか、大規模改修についてもお借りさせていただいています。

そういう状況でございまして、今回債務負担のお願いをするということは、提案理由でもお話しいたしましたけれども、町が社会福祉協議会に対しまして、借入金の償還相当額の補助を約束するというものがあって、これは社会福祉協議会自体、財産があればいいんですけれども、向こうの融資先としては融資するというふうに思いますけれども、そういう債務負担があって、この機構としてはお貸しするという形に相なっているということでご理解願いたい。

ただ、いずれにいたしましても、レートにつきましては、最近は民間資金が安いんですけれども、民間で20年の資金を調達するとなると、なかなか変動利率等がありまして20年一律ということは出していただけません。そういう意味では、一定の率で長期にわたって借りられるという手法がとれますので、この機構からまず基本的に75%お借りする、残り25%については、10年でございますけれども、金融機関から調達をするということを社会福祉協議会では考えた。行政としてはそれに対する支援をしてまいりたいということで、今回の債務負担になったということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

委員長

次に、第3条、地方債の補正、6ページから7ページまで、ございませんか。  
総体的にございませんか。

1番、室崎委員。

1番

時間もないので簡単にお聞きします。

各課にわたるものですから、すみませんけれども、全体というところでお聞きしました。

実は傷害保険のあり方なんですけれども、交通傷害、車に関してはちょっとこっちへ置いて、それから学校に関しては、学校の中では日本体育何とかかとかというのでやっているの、これもはっきりしているのを置いて、いろいろな施設がありますよね。例えば、あみかでもって料理教室をやったらお湯がこぼれてやけどをしてしまったとか、そういうようなことに対処しなければならぬ。あるいはプールではかつて悲しい事故がありましたよね。そういうこともある。だから、まず施設単位でもって何らかの保険に入っているのではないかと思うんです。

それともう一つは、施設の中だけがすべてではないので、外に出てのいろいろな事業があると思うんです。ちょっと今それは思いつきませんが、まさか町が遠足をやるということはありませんから、そういうようないろいろな事業がありますね。何とか大会とか、そういうのとか、そういうときに何かがあって、参加者に事故があってはうまくないですし、けど現実には時々そういうことはあり得るわけです。そういうときには保険に入っているのではないかと思うんです。そのときだけの保険みたいなのがあるのかもしれない。それはどういうふうになっているのか。

それで、前に補正予算で3,000円という項目が出ましたよね。そうして、この小さい項目は何だということをたしか6番委員あたりが聞いたような気がするんです。

そうしたら、これはある競技会だか何だかをやるのに、その行き来のときに事故があつてはいけないので、そのときの傷害保険に入りましたというような答弁があつたので、そういうようなものもあるんだろうと思うんです。

ただ、それがそれぞれの課、係でもって担当者の考えで掛けたり掛けなかったりというものではないと思うので、そのあたりの全体的な基準ですね、どういう基準のもとにやっているのか、これをお聞きしたいんです。

委員 長

行財政課長。

行 財 政  
課 長

基本的に今言われている行事保険まであるんですけども、基本的には行政で保険を掛けているという状況に相なっております。実は、行政評価を含めて今取り組みをやっておりますけれども、一部行事保険、表へ出ていく保険の中では個人負担のものもありました。そういう中で行政評価を今させていただいています。それで、けがを含めてですね、過失割合を含めていろいろ考えた方があるんですけども、個人のけがに帰属する部分も含めて実は保険を掛けているというのが今の保険のあり方であります。

今、行政評価の中でいろいろ見てみますと、個人の生命保険的な意味合いの保険も含めて掛けているのが実態でありまして、その見直しをしようということで、新年度予算で提起をしております。ですけれども、今の段階におきましては、基本的には厚岸町で厚岸に帰属するいろいろな事業、事務事業を含めて、委員会を含めて保険を掛けているというのが、一部取りこぼしもあるかもしれませんが、基本的な考えはそういうふうになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

委員 長

1 番、室崎委員。

1 番

わかりました。それで、今財政課長がおっしゃったような、どうしようかということの検討をしていると。私としてはどっちにきなさいとか、こうだとかという気はございません。

それから、初心者何とか教室なんていうのがあるときに、50円とかそのぐらい保険料ですよと言われても余り文句を言う人はいないのではないかという気もします。問題は、いろいろな行事がありますよね、そういうところに保険が掛かっているということが参加者にきちんと周知されていないのではないかと。例えばいろいろな委員会とか審議会とかありますよね。取りこぼしというのは例外として、今こっちに置きましょう。掛かっているんだとしても、聞いたことないですよ、そんな話は。

私もそういうところに行かされることがありますけどもね。何かの機会にそういうことを聞いているならいいけれども、全然聞いていない。

それから、一番端的なのはスポーツ教室だと思うんだけど、そういうときにも説明の中にですね、だからけがしなさいという意味ではもちろんないですよ。だけれども、こういうふうにちゃんと手当していますよということはしておく必要があるのではないかと。そして、そこらがもし万が一不安な方がいたら、なるほどなということで、きちんとしていけばいいのではないかと。

全体的に一律の基準でもって行っていると、もし違うのがあったら、それはたまたまミスだったんだということはわかりましたので、そちらはいいんです。いわゆる町民に対して、そういういろいろな対象になる方に対して、やはりきちんとそういうことは周知する部分が、今のところいささか弱いような気がするものですから、その点をご一考いただきたいと、そういうふうにするんですが、いかがでしょうか。

委員 長  
行 財 政  
課 長

行財政課長。

行政評価という立場でちょっとお話をさせていただきますけれども、言われるとおりに、実際的に傷害保険を掛けていることが利用者にきちんと伝わっていたかということ、これは伝わっていなかったことが多いというふうに我々も反省しております。ですから、その辺のことも整理しながら、こういう事業については、行政で掛ける保険であれば、こういうことが掛かっていますよということを、これは行政評価の中から出てきたものですから、我々としては平成17年度の予算編成の中で調整というか、検討しながら、きちんとした形に持っていければなと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

委員 長

ほかにございませんか。

(な し)

委員 長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 | 休憩いたします。 休憩時刻 15時06分

委員長 | 再開いたします。 再開時刻 15時58分

委員長 | 議案第71号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出の予算補正。

3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めてまいります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、  
2目退職被保険者等国民健康保険税。

ございませんか。

(なし)

委員長 | 3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費負担金。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

ございませんか。

(なし)

委員長 | 4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

ございませんか。

(なし)

委員長 | 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

14番、田宮委員。

14番 | 町民課長にお伺いしますが、国民健康保険法の第44条ですね、これおわかりですね。

委員長 | 町民課長。

町民課長 | 国民健康保険法の第44条の規定は、一部負担金の支払いが困難であると認められる者に対する減免の規定でございます。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

国保についてはいろいろ論議をしてきました。加入者の負担がかなり大きいですよ、あなたもご承知のように。そこで、やはり払いやすくすることが大事だと思うんです。今お話ししたように、国民健康保険法第44条はその減免について規定をしているわけでありまして、私はぜひ要綱なりをつくって、きちんとこれを生かしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

委員 長

町民課長。

町民課長

国民健康保険法第44条を受けまして、条例の方では条例施行規則第13条で一部負担金の減免、または徴収猶予という規定を盛っております。その中で一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる者の規定をしておりまして、震災でありますとか、風水害、火災その他これらに類する災害、それから干ばつ、冷害等による農作物の不作、不良その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき、それから事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき、それから前各号に掲げる事由に類する事由があったときという規定でありまして、委員おっしゃる、実際に医療機関にかかったときの一部負担金の適用については、この間、ほとんど実績がございません。

そういう意味で、基本的に、例えば失業により収入がなくなったと。この厳しい社会情勢でありますから、リストラ等が日常的にされているという中では、そうしたケースも発生しているのではないかというふうに思っているところであります。そういう意味で、税の収納の問題、それから一部負担金の減免、あるいは実際にかかったときの徴収の猶予等について、実際のケースとして私どもも研究をし、検討できるものはしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

今あなたも言われたように減免の一般的な例示はあるわけですね。しかし、きちんとした基準はないわけですね。いろいろな状況は、こういう状況になったら、ああいう状況になったら減免しますよというのはあるんだけど、じゃ幾ら減免、あるいは減額、あるいは免除、基準が決められていないわけですから、それについては、要綱なり何なりでしかるべき基準をきちんと設けて、実際にそれが発動できるような格好にしなければ、実際に国民健康保険法第44条を生かしたということに

ならないと思うんですね。そこでお伺いしているんですが、いかがでしょうか。

委員 長

町民課長。

町民課長

条例の施行規則では例示という形でありまして、委員おっしゃるように、具体的なケースとしてこれを発動できる環境整備については、まだまだ私どもも全く不十分だというふうに考えるところであります。そういう意味で、おっしゃられる要綱なるもので整備をする等も含めて検討・研究をさせていただきたいと思えます。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

今言われるように、44条そのものを知らないという職員のいる町や村もあるそうですね。隣の釧路市は要綱を設けてやっているようであります。管内で実施しているところがあるかどうか、つぶさに確かめてはおりませんが、ぜひそういうものを研究なさって、早急に実施をしていただきたいと思いますと重ねてお願いを申し上げます。

委員 長

町民課長。

町民課長

おっしゃられるように、私どもも研究・検討を早急に進めさせていただきたいというふうに思います。

委員 長

ほかにございませんか。

(な し)

委員 長

では、進めてまいります。

2 項町税費、1 目賦課徴収費。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、2 目退職被保険者等療養給付費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

3 目一般被保険者療養費、4 目退職者被保険者等療養費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

5 目審査支払手数料。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費。

ございませんか。

(な し)

委員長 3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金。  
4款介護納付金、1項1目介護納付費。  
ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳出を終わります。  
12ページから15ページまでは給与費明細書であります。  
ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第72号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とい  
たします。  
第1条、歳入歳出予算の補正。  
3ページ、事項別明細書をお開き願います。  
4ページの歳入から進めてまいります。  
1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金。  
5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。  
ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳入を終わります。  
歳出に入ります。

委員 長 6 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。  
ございませんか。  
(な し)

委員 長 2 款水道費、1 項水道事業費、1 目水道事業費。  
ございませんか。  
(な し)

委員 長 8 ページから10ページまでは給与費明細書であります。  
以上で歳出を終わります。  
総体的にご覧いただけますか。  
(な し)

委員 長 なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませ  
んか。  
(「異議なし」の声あり)

委員 長 異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしまし  
た。

委員 長 次に、議案第73号 平成16年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といた  
します。  
第1条、歳入歳出予算の補正。  
4 ページ、事項別明細書をお開き願います。  
5 ページの歳入から進めてまいります。  
2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料。  
5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金。  
6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入。  
(な し)

委員 長 以上で歳入を終わります。  
歳出に入ります。  
1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、2 目環境管理費、3 目処理

場管理費、4目普及促進費、2項下水道事業費、1目公共下水道事業費。

ございませんか。

(なし)

委員長 3款公債費、1項公債費、2目利子。

ございませんか。

(なし)

委員長 13ページから15ページまでは給与費明細書であります。

以上で歳出を終わります。

次に、1ページへお戻りください。

第2条、債務負担行為の補正。

ございませんか。

総体的にございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員長 次に、議案第74号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。

事項別明細書をお開き願います。3ページです。

4ページの歳入から進めてまいります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護療養費負担金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

ございませんか。

(なし)

委員長 3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、2 項道補助金、2 目介護給付費補助金。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。

ございませんか。

(な し)

委員 長 2 項基金繰入金、2 目介護保険準備基金繰入金。

8 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入。

ございませんか。

(な し)

委員 長 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

ございませんか。

(な し)

委員 長 2 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費。

1 番、室崎委員。

1 番 ここで介護認定審査会の経費が34万 8,000円マイナスになっているんですね。

この款の内容について説明してください。

保健福祉課長。

介護認定審査会費の関係につきましてご答弁を申し上げます。

介護認定審査会につきましては、厚岸、浜中両町におきまして介護認定審査会を形成しているところでございます。それで、介護認定の審査につきましては、申請が上がりましてから30日以内に審査をしなければならないという縛りがございます。その関係で厚岸町で月の月上旬に、それから浜中町で月の下旬にそれぞれ認定審査会を開いておりまして、それぞれの町に上がりました認定部分につきまして、厚岸に上がった分につきましても浜中の審査会で審査をいただくというようなやりくりをさせていただいているところでございます。当初、年間16回の審査を予定していたところでございますけれども、これを14回の審査でそれぞれ対応するというようなことで、記載されておりますとおり34万 8,000円の減額補正をお願いしたところでございます。

委員長  
1 番 よろしくお願ひします。  
1 番 1 番、室崎委員。  
中身を見ますと、委員報酬と旅費の費用弁償ですから、延べ人数が減ったということだろうとは思ったんです。それで回数で減らすか、委員の数で減ったか、どちらかしかないということだろうと思うんです、延べ人数が減るということは。それで回数が減ったんですね。認定の対象になる人は、このところ計数の動きというのは、右上がりですか下がりですか。人数的に言って、対象者です。

委員長  
保健福祉課 長 保健福祉課長。  
しっかりした数字については今持ち合わせございませんけれども、私もこの審査会に傍聴と申しますか、かかわる形で状況を見させていただいたところでございますけれども、4月以降、半年間程度は、基本的に1回の審査で40件から50件の審査がなされていたところでございます。それが後半に入りましてから、30数件というようなことで、多少、最近では審査の件数が落ち込んでいる状況というふうに押さえております。

委員長  
1 番 1 番、室崎委員。  
1 番 ちょっと私の聞き方が悪くて、ごめんなさい。月変動ではなくて、去年、おととしに比べてどういうふうになってきているかということです。細かな数字は要りませんから。この前の介護保険に関する委員会の際にいろいろ資料をいただきまして、今日ちょっと持ってくるのを忘れてしまったが、あれで見ていると認定申請はむしろふえているように見えたんですけれども、どうでしょう。

委員長  
保健福祉課 長 保健福祉課長。  
介護認定者数につきましては、平成12年度 340件ございました。それが平成15年度 388件というようなことで、多少の上昇傾向にある中で介護認定者数は推移をしている状況でございます。

委員長  
1 番 1 番、室崎委員。  
これは介護認定というのは、一遍認定したらあとずっとということではないですよ。定期的に認定していかなければなりませんね。ですから、介護保険の 340、388 という数字になっていくということは、認定審査会の対象になる人がふえているということですよ。それで回数を減らしていくんですか。これはどういうことなんでしょう。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

1 回に審査をいたします件数、申請者から上がります認定審査数の加減もごさいますけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、前半部分では結構多数の方が申請されてきていたところでございます。1 回の認定を行いますと大体12カ月程度は認定期間が継続するわけでございます。最近、この4月からその制度が変わりまして、認定を受けた方につきまして、身体状況等々に変動がないといひますか、安定的に推移される方につきましては、審査会の意見をいただく中で、例えば1年半とか2年間とか、その間審査をしなくても同様のサービスが受けられるというような状況を審査会の判断でできるというようなことになったものですから、そのようなことで、1 回の審査に上がります件数、若干ですが減少傾向に見ているというような状況でございます。

委員長

室崎委員。

1 番

最後にします。確認いたしますが、そういう制度が変わって審査会の業務が少し減ったと。荷物が少し軽くなったと。だから、回数を16回から14回に移しても問題ないという意味だというふうに理解してよろしいわけですね。

ただ、今言ったように、12カ月間推移がなければ、変化がないと認められれば、特に審査会の審査にかけなくてもよろしいというような部分が安易に使われていくと、審査会の審査というのが形式に流れてしまうおそれがありますよね。したがって、人数がふえているのに回数が減ってくるというようなところを見せられますと、やはりそういう不安が出てくると思うんです。ですから、その点に関しては実質的な部分なので、回数が多いからいいとか、1 回の人数を何人しか見ていないから、これ以上見るよりはずっといいんだとか、そういう種類の問題ではないんです。実際的にきちんと見ているかですが、その点については落ちのないようによろしくお願いいたします。その点、いかがですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

ただいまの関係でございますけれども、実際に症状が固定化されておられる方と申しますのは、介護度の高い方に集中をしている傾向がございます。介護度が低い方につきましては、やはり定期的に短い期間の中で審査をしていくということで、その方、その方の状況に応じた認定を行っていくということにつきましては、今までどおり進めているところでございます。

そして、さらにまた介護度の状況が重い方、こういう方につきましても、慎重の上にも慎重に委員さんの判断をいただく中で、1年半とか2年とか、そういう期間を慎重に決めていくということで取り扱っておりますので、安易な判定ということに流れないように、私ども事務方といたしましても認定審査会の中で委員の皆さんにしっかりと説明をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。

2目認定調査等費。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費。

3番、南谷委員。

3番 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費についてお尋ねをさせていただきます。

補正額の1,903万6,000円についてお尋ねするわけですが、国から385万5,000円、道が223万1,000円、その他616万7,000円、一般会計の方から678万3,000円補正されるわけですね。居宅介護サービス給付費として拠出されるわけですが、これは民間、それから町で行っている事業が、それぞれ皆さん活発に福祉活動に寄与されておるからということで敬意を表しておるところでございますけれども、今この時期で一般財源から補正をしなければならない、ここに至った推移、さらには、当初計画を立てたときから判断をいたしまして、現時点で当初からの予定どおりなのか、この辺の考え方につきましてお尋ねをさせていただきます。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 居宅介護サービス給付費の関係でございますけれども、主に訪問介護、通所介護、それからショートステイ等々の介護の利用増によります増額というようなことで、補正をさせていただくところでございますけれども、財源といたしまして、一般会計繰入金分を見込むというような状況になっているところでございますが、これにつきましては歳入の部分で一般会計繰入金がございまして、介護給付費の総体に対しまして、それぞれ給付費に充てます財源の内訳、これが仕組みとして決まっている部分がございます。給付費に充てます財源といたしましては、保険料の部

分で50%充てると、それから公費の部分で50%充てるという仕切りが1つございます。そこで、公費の部分で充てます部分なんです、国の方でその50%のうちの25%分、介護給付費負担金であるとか財政調整交付金であるとかいう部分を25%充てるわけでございます。残りました25%のうち介護給付費負担金、これは道の負担分なんです、これが12.5%充てますよ。残りました12.5%の部分、これが町の一般会計繰入金といたしまして厚岸町が責任を持たなければならない枠組の部分でございます。この部分を使わせていただきまして、今回、質問者おっしゃられました数字が掲載されるという仕組みになっているところでございます。

委員長

3番、南谷委員。

3番

僕の認識不足なのかもしれないんですけども、僕の聞いておるのは、配分についてどうのこうのではないですよ。予算を立てたときに当初の事業の推計から判断をされて、ある程度事業の計画の推測をなされたでしょう。けども、結果として今補正を組まなければならない。町の一般会計から600万円拠出しますよ。この背景は当初から見込んでいたんですかどうですかということを知っているんです。

(発言する者あり)

3番

69万円。69万円でも、事業費がどう推移したのかと、こういうことを尋ねているので。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えをいたします。

居宅介護サービス給付費につきましては、当初予算で2億3,576万4,000円を計上させていただいたところでございます。これに対しまして、今回、1億2,641万8,000円、これが今後支出予定額として見込まれるものですから、支出済額につきましては1億2,838万1,000円になっております。今後、支出予定額が1億2,641万8,000円でございます、決算見込額といたしまして2億5,480万円という数字を見込んでいるところでございます。したがって、今回、この決算見込額から当初議決をいただきました予算額を差引まして、足りない分1,903万6,000円、これを補正させていただきたいというようなことで提案させていただいたところでございます。

委員長

いいですか。

3番、南谷委員。

3 番 どうも質問していることが、僕の質問の仕方が悪いのか、かみ合っていないように思うんですよ。僕は数字的なことを聞いているんでないんですよ。動向というんですか、なぜここに至っているのかということ単純に聞いているだけであって、実際のところ、町の皆さんも含めて、私もそうなんです、この保険会計、非常に国の保険料の改正等いろいろ危惧される部分があって、この保険事業が、町の保険会計がどうなっていくだろうと、こういう非常に不安感を抱いている。こうした中で、今回このように補正をなさっている。将来、町としてこの保険会計事業をどのようにとらえて、どう取り組んでいくのか。町民の皆さんに取り組む姿勢、それから負担の関係についても私は明らかにしていくべきではないのか。この辺どのようにとらえているかお聞かせ願います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

居宅介護サービスにつきましては、一貫しまして増加傾向といたしますか、そういう傾向がございます関係で、16年度当初予算で見ましても、前年度の居宅介護サービス給付費と比べますと 3,700万円ほど増加させて当初予算を議決いただいているところでございますが、居宅系がふえるという傾向が厚岸の場合でございます。介護サービスの部分につきましては、施設系よりも在宅系へというような基本的な流れがあるところでございまして、厚岸町におきましても、給付費の推移を見ますと、デイサービスセンターの利用、それからヘルパー派遣の増加、あるいは去年できましたグループホーム、これらの利用、こういう部分がサービス給付費を押し上げるというんですか、増加をさせている要因であろうというふうに考えております。そういうことでご理解をいただければと存じます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

2目施設介護サービス給付費、3目居宅介護福祉用具購入費。

12番、谷口委員。

12番

今の南谷委員の質問ではありませんけれども、介護の居宅系が特にふえてきていますよね。購入費なんか当初予算をはるかに超える金額になってきているということなんですけれども、厚岸町でケアマネをやっているのは2つの業者ではないのかなというふうに思うんですけれども、そのように理解していいのでしょうか。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

お答えをいたします。

ケアマネ業務と申しますか、これを専門に行っているところにつきましては2つでございますけれども、ケアマネジャーが配置をされております施設と申しますのは、そのほかに病院関係等々、若干ございます。それから、私ども保健福祉課の中にも、その業務を行える者がいるというような状況になっているところです。

委員 長

12番、谷口委員。

1 2 番

ついこの間、NHKのテレビでこの問題が取り上げられていましたよね。きっと多くの人が見ていたのではないのかなというふうに思うんですけども、居宅介護が進んでいきますと、やはりそれに合った介護の仕方がされていくのではないのかなというふうに思うんですよ。それで、あの放送で特に指摘していたのは、過剰な介護用具等の貸し付けだとか購入、こういうものがされていって、逆に寝たきりになるような、重度の介護度を生ずるような状況になってしまっているということが放送されていたんですけども、それがケアマネジャーがかかわった途端に介護サービスががらっと変わって、歩けなくなった人も歩けるようになったというようなことまでやられていたんですけども、厚岸町内でそういうことに対してはどういうふうに押さえていくのか。介護サービスが本当に適切に行われているのかどうか、その辺はどのように押さえているのか、お尋ねをいたします。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

介護用具貸し付け等々の関係でございますけれども、お一人お一人の介護を受けられます方、その方の介護度によりまして、ケアマネジャーが入りましてケアプラン等々をつくって対応していくわけでございますけれども、ケアプラン作成の段階で、介護を受ける方、それから介護をしている方、家族の方、そういう方々の意見、あるいはケアマネジャーの提供いたしますケアプラン、いろいろな中からしっかりとそれぞれ相談される中で一定のケアプランがつくられているというふうに考えているところでございます。

そして、さらには2週間に1回程度、私どもの施設の中でございますが、ケア会議というようなことでケアマネジャーにお集まりいただき、さらにはその場に施設の方、それから医療関係の方、それから行政関係者等々集まっていた中で、その利用状況が適切に行われているのかどうか、そのようなことで利用者から特

段の不満といたしますか、意見といたしますか、そういうものが出てきていないのかどうなのかというようなことにつきまして、2週間に1回定期的に会議を行う中でそれぞれ確認をしてきているところでございます。

そういうプロセスの中から、現在考えますと、大きな問題といたしますか、そういうことは出ていないと、適切に対応されている、そういう状況にあるなというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 暫時休憩いたします。 休憩時刻 16時47分

委員長 再開いたします。 再開時刻 16時48分

12番 12番、谷口委員。

今、答弁いただいたんですけども、やはり過剰とは言いませんけれども、本当に実態に見合った介護サービスが行われているのかどうかということを点検していく必要があるのではないのかなというふうに思います。

それで、施設系については、今厚岸町も介護相談員の派遣事業をやっていますけれども、居宅系については、やはりきちんと押さえるものがある意味ではないのではないのかなというふうに思うんです。

それから、実際そういうサービスを受けられている方が、自分の体が年をとったり、あるいは自分の体が病気等によってだんだん弱っているから、寝たきりになっていくのかなというのを心配するんですけども、それが逆に過剰な介護サービスによって、本当に必要でないものを購入させられたり、給付されたり、貸し付けられたりするということによって、そういう悪い状況になっていくということも心配されているわけです。それで、ある意味ではケアマネジャーの考え方、さじかげん一つでどうにでもなっていくというようなものですね。そういうものをやはりきちんと個別に、事務所だけで点検し合うのではなくて、それぞれ出かけていって、どう点検するのかという制度が確立されなければならないのではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。ある意味では、ケアマネジャー頼みというわけにはいかないのではないのかなというふうに思うのですが、その辺はどうなんでしょう。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。

過剰サービスという部分でございますけれども、それぞれの方の介護度によりまして、利用されます限度額と申しますか、そういう部分については決まっております。そういう関係がございますので、その利用限度の範囲内での利用というようなことで行っていただいているのが実態でございます。

さらにはまた、実態に見合ったサービス提供の点検と申しますか、そういう部分では、質問者おっしゃられましたとおり、介護相談員制度を採用しているところでございますが、これの派遣先と申しますか、これまでは施設に重点を置いて行われていたところでございまして、確かに居宅系の部分はどうなのかというようなことにつきましては、これまでは手薄な部分がございました。そこで、私どもも居宅利用部分につきましては利用者の声と申しますか、そういうのを相談員の方々が接近することによって内容をつかんでいただき、そして不適切な状況があるようであれば、それは相談員の方からいろいろ指摘をしていただきたいし、さらには、いろいろなケアマネジャーの皆さんにもそういう実態がきちんと伝わるようにしていきたいというようなことで、今年の12月からでございますが、グループホームに対しましての相談員の派遣、あるいは町社協が行っております居宅サービスの部分、こういうところに相談員を派遣するというようなことで、ただいま準備をしているところでございます。

さらにはまた、平成12年から平成15年までの給付実績、これがどうだったのかというようなことで、本年度におきまして北海道が行います適正化事業というのがあられるわけなんです、給付実態をつぶさに点検していただく中で、どういう unnecessary 部分があるのかなのか、そのようなことにつきまして、北海道の力をかりながら検証を進めているという段階でもございます。この事業の期間につきましては、平成17年3月まで、今年度いっぱいをかけまして行っていただくということで、現在取り進められているところでございますので、よろしく願いいたしたいというふうに存じます。

委員長

よろしいですか。

ございませんね。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

4目居宅介護住宅改修費、5目居宅介護サービス定額費、6目審査支払手数料、

2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費。

ございませんか。

(なし)

委員長

4款介護給付費準備基金費、1項介護給付費準備基金費、1目介護給付費準備基金費。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳出を終わります。

12ページから15ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第75号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出の予算。

3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款サービス費収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、2目施設介護サービス費収入、3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、4項身体障害者居宅支援費収入、1目デイサービス身体障害者居宅支援費収入。

7 款寄附金、1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金。  
 ございませんか。  
 (な し)

委員 長 8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。  
 9 款諸収入、1 項 1 目雑入。  
 ございませんか。  
 (な し)

委員 長 以上で歳入を終わります。  
 歳出に入ります。  
 1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅支援サービス事業費、  
 2 目通所介護サービス事業費。  
 ございませんか。  
 (な し)

委員 長 3 目訪問入浴介護サービス事業費、4 目短期入所生活介護サービス事業費。  
 ございませんか。  
 (な し)

委員 長 5 目デイサービス身体障害者居宅支援事業費、2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費。  
 14 番、田宮委員。

1 4 番 今、特老の待機者は何人ぐらいいるのですか。

委員 長 特老ホーム施設長。

特 老 施設の長 この11月1日の数字でございますけれども、待機者は町内で72人おられます。

委員 長 14番、田宮委員。

1 4 番 これは各施設に分かれているんでしょう、管内あるいは管外の。

委員 長 特老ホーム施設長。

特 老 施設の長 ただいま申し上げました72人というのは、心和園だけの数字でございます。

委員 長 14番、田宮委員。

1 4 番 心和園外で町内待機者というのは何人ぐらいいるの、そのほか。

委員 長 保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

ただいまのご質問でございますけれども、この4月までにつきましては、北海道の調査によりまして、それぞれの施設の待機者につきましては、私ども情報提供をいただく中で把握をすることができたところでございますが、現在の状況は、その調査自体がやられなくなったということで、町内の方々が町外のそれぞれの特別養護老人ホームにどれだけ希望しているのか、こういうことにつきましては全く情報の手段が絶たれたというような状況になっているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

だから、待機者をなくすのは増床以外にないんですよね。国は参酌基準を設けてなかなか増床しないと。結果的には、最後にはそれすら言わないと、糊塗すると、こういうことになっているんですね。今、72人というの、これは心和園だけですね。最終的に待機者がなくなるという目安なんて全然立たないんでしょう。いかがですか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老  
施 設 長

今、委員さんもお承知のとおり心和園については50床でございまして、この数年の推移を見ましても少しずつ待機者がふえてきているような状況でございまして、待機者が72人いるということになりますと、その解消はなかなか、施設の拡張とかそういうのがない限り難しいのではないかなというふうに考えております。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

72人って、1.5倍ですよ、現ベッド数の。50ですから。結局、入れない人はどうしているんですか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老  
施 設 長

一昨年から優先度の審査会を開いてやっているんですけども、それまで以前の申し込み順ということでなくして、いろいろな状況を委員さん方に判断していただいて、介護に当たる家族なり本人の状況、困難な状況をいろいろ判断いたしまして、そういう方から入所していただいているわけでございますけれども、いずれにしても絶対数が72人もおりますと、介護度が軽い方でも入所したいという強い希望を持っている方もおられますが、優先順位の審査ではなかなかそれだけの数字が上がってこないものですから、やはり介護度4、5の方が優先となってくるというような実情でございます。

しからば入れない人はどうするのかということでございますけれども、そういう事情を申し上げながらお待ちいただいているというのが現状でございます。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

打つ手なしだ。あなた方はいいですよ、人数が多くて入れないよ。待っている人は大変ですよ。介護保険料を払って、介護認定を受けて、施設へ入らなければならぬというふうに言われている人は、結局ベッド数が少ないために入れぬ。介護保険の約束違反でしょう、それは。介護保険料だけは取るけれども、約束はさっぱり守らぬ、そういうことではないんですか。どうなんです。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

おしかりの部分、全くもつともという部分も感じているところでございまして、ベッド数をふやしたいという希望はそれぞれ町村部分にあるわけでございまして、どうしても補助金の絡み等々、都市部に持っていかれるというような状況があるものですから、なかなか増床計画に進めぬということがございまして、私もそれが大変なジレンマとなって現実問題として感じているところでございまして。いずれにいたしましても、何とかこういう状況を打開する道はないのかというようなことで、釧路支庁を通じましていろいろと働きかけを引き続き行っていくかなければならぬというふうに考えているところでございまして。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

増床以外にないんですね。国がなかなか認めぬと。さっきも言った参酌基準があつて、厚岸はそれを上回っているから認められぬんだと、こういう論法だと思うんですね。

ところで、広報を見ますと、17年、来年ですね、計画見直しの中でベッド数を考えるようなことを言っておられたように記憶しておりますが、その辺はいかがなんでしょうか。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

ベッド数の関係でございまして、18年度からの介護保険計画、3カ年の事業実施を進めていく中で、厚岸町としてどのように行っていくのかというようなことで、事業計画をつくっていくかなければならぬわけでございまして。私もその中で、計画にのせられぬものかどうかというようなことで、検討していきたいというふうに考えてきたところでございまして。

委員長 14番、田宮委員。

14番 ここで押し問答したって、なかなか事は進まないというのはわかりますけれども、しかし介護の認定を受けて、介護の度合いが決められて、施設に入らなければならないと言われて入れない。介護保険料だけは取られる。さっきも言ったように、それは約束違反なんです。平成17年度新しい計画の見直し、その辺で、あなた方も大変だろうとは思いますが、国や道にも働きかけてやはり事態の好転を図らなければならないと思うんですが、その辺、最後にお聞かせください。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 おっしゃられますとおり、なかなかベッド数を増床するというような点につきましては認められない状況が続いております。私ども声を落としますと、そのまま要望がないというふうには受け取られかねませんので、そういう点では引き続きしっかりと道に対しても、国に対しましても要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 14ページから16ページまでは給与費の明細書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 次に、議案第92号、追加議案であります。

それでは、次に、議案第92号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。

5ページ、事項別明細書をお開き願います。

6ページ、歳入から進めてまいります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、11目災害復旧費国庫補助金。

ございませんか。

(なし)

委員長 22款町債、1項町債、9目災害復旧債。

ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、歳入を終わります。

歳出に入ります。

10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、4目町営住宅災害復旧費。

ございませんか。

(なし)

委員長 3項文教施設災害復旧費、1目公立文教施設災害復旧費、3目保健体育施設災害復旧費。

ございませんか。

(なし)

委員長 1ページにお戻り願います。

地方債の補正であります。

3ページ、第2条、地方債の補正。

ございませんか。

(なし)

委員長 総体的にご覧いただけますか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員長

次に、議案第76号 平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

1 ページ、第2条、業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員長

次に、第3条、収益的収入及び支出。

9 ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、2 目受託工事収益、2 項営業外収益、1 目他会計補助金、3 目雑収益。

ございませんか。

(な し)

委員長

収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2 目配水及び給水費。

ございませんか。

(な し)

委員長

4 目総係費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、3 目消費税及び地方消費税。

ございませんか。

(な し)

委員 長

資本的収入に入ります。

1 款資本的収入、5 項工事負担金、1 目工事負担金。

ございませんか。

(な し)

委員 長

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、3 目メーター設備費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

2 ページ、第 5 条、議会の議決を経なければ流用することができない費用。

ございませんか。

(な し)

委員 長

第 6 条、他会計からの補助金。

ございませんか。

(な し)

委員 長

第 7 条、他資産の購入限度額。

ございませんか。

(な し)

委員 長

次に、第 6 条、他会計からの補助金。

ございませんか。

(な し)

委員 長

5 ページは資金計画、6 ページから 8 ページまでは給与費の明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員 長

総体的にございませんか。

(な し)

委員 長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員 長

次に、議案第77号 平成16年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員 長

次に、第3条、収益的収入及び支出。

5 ページをお開き願います。収益的収入。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益。

ございませんか。

(な し)

委員 長

4 目他会計補助金。

12番、谷口委員。

1 2 番

今回、支出の方がないのでちょっとお伺いしたいんですが、町立病院を運営されていて、例えば医療事故、医療ミス、こういうものがもしあった場合の対応はどのようにされていくのか、ちょっと順序を教えてくださいたいんですが。

委員 長

病院事務長。

病 院  
事 務 長

医療事故や医療ミスの対応についてでありますけれども、1 つにはその事例が発生した場合、院内における事故処理対策委員会、それに基づいて対応してまいりますし、訴訟が起きた場合につきましては、私どもとしては病院賠償保険というものを掛けてまして、そこに専門の弁護士さんがいらっしゃいます。そういった方々と協議をしながら対応してまいるというふうになってございます。

委員 長

12番、谷口委員。

1 2 番

1 月18日付で、ある人に対しての要望書に対する回答書というのが町立病院から出されておりますよね。これは公にしてはまずいものなのかどうかはちょっと私としてははかりかねますけれども、一応病院名で出されているものでありますから、公式な文書と理解していいのではないのかなというふうに思うんですけれども、

要するに医療ミスがあったのかなかったのかということをごきちんとしてほしいという要望書に対して、町立病院として回答をされたものではないのかなというふうに思うんですけれども、その後の経過が私はわかりませんから、これが実際にどういうふうになっているのか、これで終わったのか、さらにその後があるのかどうかということなんですけれども、もしこういうことがあったときに、町民が本当にわかるような体制になっているのかどうかということなんです。これは、対象とされる方は町外の方みたいですが、実際に転院されている経過もありますから、その辺では判断ができたのかどうか、その辺では現在まではどういうふうになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

委員 長

病院事務長。

委員 長

お答えいたします。

いろいろ患者さんからの問い合わせが種々ある、その場合、口頭で説明をし、あるいは文書回答で欲しい、いろいろあるかと思えます。この場合、文書で回答していただきたいということでありましたから、私どもはカルテの中身も含めてきちっと説明をして、根拠を立てて説明を申し上げて、医療事故という見解にはならないということで回答を出させていただきましたし、その後、その回答によって、いまだ患者さんからはその後何も回答がないのが今日までの経過でございます。

委員 長

よろしいですか。

それでは、進めてまいります。

資本的収入。

5ページをお開き願います。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金、2 目国庫補助金。

ございませんか。

(な し)

委員 長

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

2ページにお戻り願います。

第5条、一時借入金。

ございませんか。

(な し)

委員長 第6条、他会計からの補助金。  
ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にございませつか。

1 番 1番、室崎委員。

1 番 今回、他会計からの補助金というような形で出ておりますが、見込みとして、今年度最終的に、俗に言う運営費赤字とでも言いますか、病院の場合には建てたときの償還のための部分がありますから、それを入れてしまうとちょっと話がわかりづらくなってしまいますので、それを除いて大体どのぐらいのいわゆる赤字が出るというふうに考えているでしょうか。本当の概数で結構です。

委員長 病院事務長。

病院事務長 平成16年度の収支の予定について申し上げます。  
初めに、ご説明する前に補助金の関係について若干触れさせていただきたいと存じます。

実は、今年度、町からの繰入金が2億9,974万4,000円でありますけれども、今委員からもありましたように、このうち企業債の元金と利息に約2億600万円ほど振り向かせるわけであります。そうしますと収益的収入及び支出のところで使えるのが、実際には9,300万円程度しかございません。ちなみに平成15年度は実際に使える補助金が同額、総額2億9,700万円ほどあったんですけれども、この企業債の元金と利息を引きますと1億6,600万円程度使えました。そう考えますと14年度は約2億円くらい使えた。これが収支が合わなくなったために資本的支出、いわゆる借金の方へ、今申しあげましたように、今年度だけでも4条会計へ1億1,400万円、それから収支の利息の分で9,200万円、合計、今申しあげました2億600万円となりますから、使えるのがおおよそ9,300万円という状況になってきますと、内部努力をしてまいりますけれども、やはり2億六、七千万円の赤字を見込まなければならぬだろうなというような試算でいるところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長 1番、室崎委員。

1 番 わかりました。

赤字が出るから即悪いとは言えないと思うんです。よく行政では、褒められる赤字、けなされる黒字というような何かそういう物の言い方もあるようですが、町立病院がもし乱診、乱療に走って、自分のところの企業体としての経営だけを考えれば、そのツケは今度は福祉の方に回っていく可能性がありますから、町全体としては決して支出が下がったことにならないというようなことをよく識者は言います。ただし、やはり企業会計ですから、その中で自助努力というのは求められる、これは当然のことです。

それで、もう一つお聞きしますが、院長というのは経営責任者ですよ、この場合。いかがですか。

委員 長

病院事務長。

委員 長  
病 院  
事 務 長

経営責任者は、まず病院を開設している厚岸町長、そして同時にまたこれは医療法上の病院の管理者は院長でありますから、私は開設者である町長並びにそれを日々運営する医療法上の病院の管理者としての院長も同時に経営の責任があるというふうに考えています。

委員 長

1 番、室崎委員。

1 番

私が言っているのは、全部1人でかぶれなんていうことは言っていないんですよ。ただ、経営の責任はあるであろうということです。

そうすると、現在のこの財政の大変な時期、そしてまた町立病院としても、そういう町の財政に対して大きな圧のかかっているものを扱っている身であるということの認識はあると。なければならぬ立場であるというふうに私は考えるんですが、その点で1つお聞きしますが、現在この議会に上程されておりますように、町長を初めとする理事者四役の方は給与の15%の引き下げを行うと、それから職員は10%の引き下げを行うと。そして、この非常に大変な時期を何とか乗り切ろうとみんなでもって力を合わせて頑張っていこうということなんだということはある議会で説明がありまして、その苦衷察するに余りあると思いました。医師並びにせめて院長から、そういう状況の中で、自分たちについても給与の最低10%程度の引き下げをしてくれないかというような申し出は、あるいはそういう声は、事務長あなたは聞いていますか。

委員 長

病院事務長。

委員 長  
病 院  
事 務 長

厚岸町全体が大変な財政危機に直面しているという理解は、当然、財政課長もう

ちの病院に来ていただいて、院長を先頭に医療関係者、職員がその話を聞いていますので、その辺の状況については把握しております。

私の段階では、院長から、今提案されております内容の方向で医師みずからも削減をしてほしいという申し出については、私の段階では聞いておりません。

1 番 わかりました。結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 以上で、本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算9件の審査は全部終わりました。

よって、平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 17時36分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年12月21日

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長